

飯能市障害者福祉の手引き



飯能市 福祉子ども部 障害福祉課

〔電 話〕 **042-986-5072 (直通)**

〔ファックス〕 **042-986-5074**

〔E-mail〕 **syoufuku@city.hanno.lg.jp**

※この手引きに掲載されている情報は令和5年9月現在のものです

目次

生活相談・援護の窓口		頁
(1)	飯能市福祉事務所	4
(2)	民生委員・児童委員・主任児童委員	4
(3)	障害者相談員	4
(4)	飯能市障害者就労支援センター	4
(5)	飯能市すこやか福祉相談センター	5
(6)	飯能市社会福祉協議会	6
(7)	飯能市総合福祉センター	6
(8)	飯能市成年後見支援センター	6
(9)	飯能市障害者虐待防止センター	6
(10)	埼玉県虐待通報ダイヤル#7171	7
(11)	飯能市保健センター	7
(12)	埼玉県所沢児童相談所	7
(13)	埼玉県狭山保健所	7
(14)	埼玉県総合リハビリテーションセンター	7
(15)	高次脳機能障害者支援センター	7
(16)	難病相談支援センター	8
(17)	飯能市障害者歯科相談医	8
(18)	埼玉県発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川越」	9
(19)	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	9
(20)	埼玉県権利擁護センター	9
身体障害者手帳		頁
(1)	手帳が基本	10
(2)	手帳の新規交付（手続きの流れ）	10
(3)	各申請・届出に必要なもの	11
療育手帳		頁
(1)	手帳が基本	12
(2)	手帳の新規交付（手続きの流れ）	12
(3)	各申請・届出に必要なもの	13
医療費の給付		頁
(1)	自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給	14
(2)	重度心身障害者医療費の支給	15
(3)	後期高齢者医療制度への加入申請	16

日常生活の改善		頁
	各制度をご利用の優先順位	17
(1)	障害福祉サービス等	17
	（ア）移動支援事業	20
	（イ）日中一時支援事業	21
	（ウ）障害者地域活動支援センター	22
(2)	補装具費（購入・修理）の支給	23
(3)	補装具費（購入・修理）にかかる利用者負担額の助成	23
(4)	日常生活用具の給付	24
(5)	小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付	25
(6)	紙おむつの支給	25
(7)	訪問入浴サービス	26
(8)	重度障害者居宅改善整備費の補助	26
(9)	障害児（者）生活サポート事業	27
(10)	埼玉県生活福祉資金	28
(11)	あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）	28
(12)	市営住宅の入居申込み	29
(13)	埼玉県県営住宅・特別県営住宅入居申込み	29

社会参加		頁
(1)	障害者運転免許取得費用の補助	30
(2)	身体障害者用自動車改造費用の補助	30
(3)	福祉バスの貸出し	30
(4)	重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成	31
(5)	タクシー運賃の割引	31
(6)	移送サービスカーの貸出し	31
(7)	埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	31
(8)	心身障害者自動車燃料費の助成	32
(9)	駐車禁止適用除外	32
(10)	青い鳥郵便葉書の無償配布	32
(11)	ヘアカットサービス	32
(12)	視覚障害者に対する声の広報	33
(13)	視覚障害者用ポータブルレコーダー（CD再生用）の貸出し	33
(14)	録音資料（カセットテープ・CD）の貸出し	33
(15)	透析患者カード	33
(16)	郵便等による不在者投票	34
(17)	手話通訳者等の派遣	34
(18)	緊急時の通信・通報用FAX及びメール	35
(19)	飯能市メール配信サービス	36
(20)	緊急情報キット	37
(21)	緊急時通報システム	37
(22)	ヘルプマーク・ヘルプカード	38

手当・年金等		頁
(1)	特別児童扶養手当	39
(2)	児童扶養手当	39
(3)	特別障害者手当等	39
(4)	重度心身障害者手当	40
(5)	難病患者見舞金	40
(6)	障害基礎年金	41
(7)	特別障害給付金	42
(8)	心身障害者扶養共済制度	43
税の控除・減免		頁
(1)	税金の控除	44
(2)	個人事業税の非課税	44
(3)	相続税の控除	45
(4)	特別障害者に対する贈与税の非課税	45
(5)	郵便貯金、預貯金の利子所得等の非課税	45
(6)	軽自動車税種別割等の減免	46
公共料金等の割引		頁
(1)	バス運賃の割引	47
(2)	JR（鉄道・バス）運賃の割引	47
(3)	国内航空運賃の割引	47
(4)	有料道路の割引	48
(5)	NHK放送受信料の減免	49
(6)	飯能ケーブルテレビ（飯能日高テレビ）基本料金等の割引	49
(7)	NTT番号案内料金の減免	49
(8)	携帯電話の基本使用料等の割引	50
(9)	日帰り天然温泉さわらびの湯入館料の割引	50
(10)	埼玉県伊豆潮風館の利用	50
関係機関一覧		頁
(1)	障害者福祉関係行政機関	51
(2)	障害者福祉関係団体	52
(3)	ボランティア団体（障害者福祉関係）	52
(4)	患者・家族会関係（障害者福祉関係）	53
付録		頁
	援護等事業一覧表	54
	障害者に関するマークについて	55

生活相談・援護の窓口

(1) 飯能市福祉事務所 <<飯能市双柳1-1 飯能市役所本庁舎1階>>

福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法）に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を実施するとともに、福祉の総合的窓口として、社会福祉法第14条により飯能市が設置する「福祉に関する事務所」です。

◆相談窓口

生活保護・生活困窮者	…	地域・生活福祉課（窓口⑯・⑰）	
支援関係		〔電話〕 042-978-5602	〔FAX〕 042-973-2120
障害福祉関係	…	障害福祉課（窓口⑮）	
		〔電話〕 042-986-5072	〔FAX〕 042-986-5074
高齢者福祉・介護関係	…	介護福祉課（窓口⑱・⑲）	
		〔電話〕 042-973-2118	〔FAX〕 042-986-5073
児童・母子寡婦福祉関係	…	子育て支援課（窓口⑭）	
		〔電話〕 042-978-5627	〔FAX〕 042-973-2120
		保育課（窓口⑬）	
		〔電話〕 042-973-2119	〔FAX〕 042-973-2120

(2) 民生委員・児童委員・主任児童委員

障害児（者）や地域の要援護者の自立更生を援助指導するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとして、地域を担当する民生委員・児童委員と一体になって活動しています。

- ◆問合せ先： 地域・生活福祉課（窓口⑯）
〔電話〕 042-986-5081 〔FAX〕 042-973-2120

(3) 障害者相談員

同じ障害を体験している方や障害児（者）の介護を経験している方が相談員となり、障害児（者）又はその家族からの身近な相談に応じ、福祉事務所など関係機関との連絡にあたっています。

- ◆問合せ先： 障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(4) 飯能市障害者就労支援センター <<飯能市新町2-10 ジョイステージ203>>

「障害があっても生き生きと働ける地域社会」の実現のため、市の委託により「特定非営利活動法人あおーら」が運営しています。

市内福祉施設や障害者職業センターやハローワークなど関係機関との連携の下、障害者への就労相談、職業定着に向けた支援や障害者雇用をする事業主の相談等に応じます。

相談は、予約制（無料）です。

- ◆対象者： ・市内在住の障害者（手帳の有無は問いません）
・障害者を雇用する事業主
- ◆連絡先： 〔電話〕 042-971-2020 〔FAX〕 042-971-2020
〔E-mail〕 hanno.job@kme.biglobe.ne.jp

(5) 飯能市すこやか福祉相談センター

飯能市では、「飯能市すこやか福祉相談センター」を市内の4法人に業務委託し、障害のある方の福祉に関する様々な相談をお受けします。

福祉サービスの情報の提供、利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

身体障害、知的障害、精神障害、難病の方や、その家族からの相談も可能ですのでご利用ください。

なお、相談員が訪問などのため外出している場合がありますので、事前に連絡してからお越しください。

- ◆相談内容：
- ・ヘルパーなど福祉サービスを利用するための情報提供、相談
 - ・障害者手帳取得に関する支援
 - ・社会資源を活用するための支援
 - ・社会生活力を高めるための支援
 - ・専門機関の紹介

◆受付時間：月曜～金曜日 午前9時～午後5時 ※ 祝日、年末年始を除く

◆各センターの案内

飯能市すこやか福祉相談センターいなり町（すこ福いなり町）（運営法人名：社会福祉法人名栗園）

〔所在地〕 飯能市稲荷町10-14

（「飯能市地域包括支援センターいなり町」と同じ場所になります。）

〔電話〕 042-980-7038 〔FAX〕 042-980-5755

〔E-mail〕 sukofuku@nagurien.or.jp

〔担当地区〕 飯能地区：仲町、稲荷町、久下、久須美、小瀬戸、大河原、小岩井、永田、永田台

原市場地区：原市場、下赤工、上赤工、赤沢、唐竹、中藤下郷、中藤中郷、中藤上郷、南

名栗地区：下名栗、上名栗

飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町（すこ福さかえ町）

（運営法人名：認定特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぽぽ）

〔所在地〕 飯能市栄町18-16 飯栄ビル203

（「飯能市地域包括支援センターさかえ町」と同じ場所になります。）

〔電話〕 042-971-1167 〔FAX〕 042-971-3253

〔E-mail〕 sukoyaka@npo-tanpopo.or.jp

〔担当地区〕 飯能地区：新町、東町、柳町、

精明地区：栄町、緑町、下加治、小久保、宮沢、平松、川崎、下川崎、新光、芦刈場、双柳、青木、中居

加治地区：笠縫

飯能市すこやか福祉相談センターみなみ町（すこ福みなみ町）（運営法人名：医療法人くすのき会）

〔所在地〕 飯能市南町5-7

（「飯能市地域包括支援センターみなみ町」と同じ場所になります。）

〔電話〕 042-978-5788 〔FAX〕 042-975-2030

〔E-mail〕 sukofuku_m@titan.ocn.ne.jp

〔担当地区〕 飯能地区：南町

加治地区：川寺、落合、前ヶ貫、矢嵐、征矢町、美杉台

加治東地区：岩沢、阿須

南高麗地区：岩淵、下畑、上畑、苅生、下直竹、上直竹下分、上直竹上分

飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町（すこ福はちまん町）

（運営法人名：株式会社ヴェルペンファルマ）

〔所在地〕 飯能市八幡町8-24フィールドサイドビル2F

（「飯能市地域包括支援センターはちまん町」と同じ場所になります。）

〔電話〕 042-975-1200 〔FAX〕 042-975-3012

〔E-mail〕 sukofuku@welpen.jp

〔担当地区〕 飯能地区：山手町、本町、八幡町、飯能、原町、中山、茜台

東吾野地区：白子、平戸、虎秀、井上、長沢

吾野地区：坂石町分、坂石、吾野、上長沢、高山、北川、坂元、南川

(6) 飯能市社会福祉協議会 <<飯能市双柳371-13 飯能市総合福祉センター内>>

飯能市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定され、各市町村に1つずつ設置されている社会福祉法人です。

「地域福祉の推進を図ることを目的とする」民間の福祉団体であり、「住民参加」の原則に基づいて、「誰もが安心して暮らせる助けあいの地域づくり」を目指しています。

また、障害者に関しては、ボランティア活動の推進、機能訓練・創作活動や生活福祉資金の貸付等を提供しています。

◆問合せ先 : [電話] 042-973-0022 [FAX] 042-973-8941

(7) 飯能市総合福祉センター <<飯能市双柳371-13>>

この施設は、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、児童センターからなる複合施設で、安心して過ごせる居場所や気軽に利用できる交流の場を提供しています。また、教養の向上や生きがいづくり、仲間づくりなどのための各事業を行っている他、相談業務等も実施しており、指定管理者として飯能市社会福祉協議会が管理・運営を行っています。

身体障害者福祉センターについては、利用者相互のふれあい、健康増進と教養の向上を図る事業等を推進しており、手話奉仕員養成講座等も実施しています。また、機能訓練・創作活動を実施し、障害のある方の社会参加を積極的に推進しています。

◆管理・運営 : 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会(飯能市双柳371-13飯能市総合福祉センター内)
[電話] 042-973-0022 [FAX] 042-973-8941

(8) 飯能市成年後見支援センター <<飯能市双柳371-13>>

認知症高齢、知的障害、精神障害など意思決定が困難な方を支援する成年後見制度についての疑問、質問、不安に思っていることなど、成年後見制度に係るご相談を受け付けます。

相談は無料です。お気軽にお問合せください。

◆問合せ先 : 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会(飯能市双柳371-13飯能市総合福祉センター内)
[電話] 042-973-0022 [FAX] 042-973-8941

(9) 飯能市障害者虐待防止センター

<<飯能市双柳1-1 飯能市役所本庁舎1階 障害福祉課内>>

市では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に基づき、平成24年10月1日から障害者虐待防止センターを開設しています。

障害者虐待防止法では、『何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない』『障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない』とされています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆業務内容 : ・障害者虐待に関する通報・届出の受理
・障害者及び養護者への相談、指導及び助言
・広報その他の啓発活動

障害者虐待への対応

通報・届出を受けた場合、障害福祉課職員が虐待を受けた本人の安全の確認や事実の確認のため立入調査等を実施し、一時的な保護や後見審判請求等の必要な措置及び養護者への支援(相談、指導、助言等)を行います。

障害者の虐待に関する通報・届出先

◆連絡先 : [電話] 042-986-5072 [FAX] 042-986-5074

※ 障害者虐待の恐れがある場合の通報・届出の受理は、平日夜間・土日休日も対応します。

平日夜間・土日休日の場合は、[電話] 042-973-2111 (代表) にご連絡ください。

なお、現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番、重篤な傷病がある場合は119番通報してください。

(10) 埼玉県虐待通報ダイヤル #7171

埼玉県では、児童・高齢者・障害者の虐待の通報や相談等を行いやすいよう、虐待通報ダイヤル #7171 を開設しています。

◆虐待に関する通報・届け出先電話番号 : #7171 (24時間365日対応)
048-762-7533 (つながらない場合)

(11) 飯能市保健センター <<飯能市双柳371-13>>

保健センター(健康づくり支援課)の保健師が自宅等を訪問し、障害児(者)や介護をする方の相談、関連機関との連絡・調整、福祉サービスの紹介、介護方法の指導等を行います。

また、こころの健康に関する普及啓発や自殺対策事業、こころの健康相談、酒害相談会、未熟児療育医療費を実施しています。

◆問合せ先 : 健康づくり支援課 [電話] 042-974-3488 [FAX] 042-974-6558
[E-mail] kenkozukuri@city.hanno.lg.jp

(12) 埼玉県所沢児童相談所 <<埼玉県所沢市並木1-9-2>>

18歳未満の児童の養育、発達の遅れなどの相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所などそれぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

◆問合せ先 : [電話] 04-2992-4152 [FAX] 04-2994-1420

(13) 埼玉県狭山保健所 <<狭山市稲荷山2-16-1>>

母子・精神保健(心身の発達に遅れがみられる子どもやひきこもり、精神科の受診等に関する相談)、難病に関する相談、エイズに関する検査・相談、麻薬・覚せい剤に関する相談等の専門的保健サービスを行っています。

また、下記の医療費公費負担制度の申請・相談を受け付けています。

・小児慢性特定疾患医療 ・特定疾患医療 ・被爆者医療 ・不妊治療費 ・結核児童療育費 など

◆問合せ先 : [電話] 04-2954-6212 [FAX] 04-2954-7535

(14) 埼玉県総合リハビリテーションセンター <<埼玉県上尾市西貝塚148-1>>

18歳以上の身体障害者に関する専門的な相談・援助を行うとともに、更生医療の給付、施設入所などについて、医学的・心理学的及び職能的判定を行い、また補装具の処方及び適合判定等を行っている「身体障害者更生相談所」があります。

知的障害者に関する問題についても、家族等から相談や施設入所などについて、医学的・心理学的及び職能的判定を行い、必要な指導を行っている「知的障害者更生相談所」があります。

また、障害者総合支援法に基づく“自立訓練(機能・生活)”、“就労移行支援”、及び“施設入所支援”の3つの自立支援事業や高次脳機能障害者の相談・診断・治療・訓練までの一貫した支援を行う「高次脳機能障害者支援センター」等があります。

相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

◆問合せ先 : [電話] 048-781-2222 [FAX] 048-781-2218

◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑩)
[電話] 042-986-5072 [FAX] 042-986-5074

(15) 高次脳機能障害者支援センター <<埼玉県上尾市西貝塚148-1>>

高次脳機能障害の医療、福祉サービスや制度利用、復職や就労、復学、日常生活での困りごと、支援センター各部門の利用相談窓口です。ご本人やご家族、関係機関の方々からの相談を受け付けています。

◆相談専用 : [電話] 048-781-2236 (午前9時~午後5時。月~金曜日。年末年始・祝祭日を除く)

(16) 埼玉県難病相談支援センター

埼玉県では2か所に難病相談支援センターを設けています。

◆利用時間 : 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前10時～午後4時

◆利用料金 : 無料(来室による面談相談は要予約)

医療に関する相談など 難病相談支援員が難病の患者さんやご家族の相談に応じています。

◆相談窓口 : [電話] 048-768-3351

[FAX] 048-768-2305

〒349-0196 蓮田市黒浜4147国立病院機構東埼玉病院内

<http://exaitama.org/nanbyo/>

生活相談・(*)就労相談など ピアサポーター(難病患者やその家族など)が患者会の紹介、日常生活の相談やピアカウンセリング等を行っています。

◆相談窓口 : [電話・FAX] 048-834-6674

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1埼玉県障害者交流センター内

<http://www2.tbb.t-com.ne.jp/snk/>

(*)就労相談【第1、3金曜日】 職業相談・職業紹介などの専門的な相談は、ハローワークの「難病患者

就職サポーター」が面談または電話で対応します。いずれも予約が必要です。

(17) 飯能市障害者歯科相談医

地域における歯科診療の相談医として障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の歯科治療、予防処置を行い、必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受け入れをし、地域の障害者歯科保健医療の推進に積極的に協力します。

◆市内相談医 :

医師名	医療機関名	所在地	電話	ファックス
大野 康	大野デンタルクリニック	飯能市原市場 593	042-977-0742	977-0431
市川 正美	クリーン歯科医院	飯能市栄町 10-1-101	042-973-8338	973-9923
丸山 恭生	丸山歯科医院	飯能市飯能 535-1	042-973-8680	973-8628
椎橋 照敏	ハローデンタルクリニック	飯能市岩沢 266-2	042-971-8686	971-3322
永井 泰二	永井歯科	飯能市八幡町 26-5	042-974-2215	974-2215
伊澤 健司	伊澤歯科医院	飯能市岩沢 803-1	042-972-5550	972-5550
石河 清貴	やまて歯科医院	飯能市飯能 1337-3	042-972-2767	972-2863
碓 智宏	関谷歯科医院	飯能市八幡町 19-5	042-972-2648	972-2648

◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑮)

[電話] 042-986-5072 [FAX] 042-986-5074

(18) 埼玉県発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川越」

《川越市脇田本町9-1 長谷部ビル3F》

発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川越」は、埼玉県が就労を希望する発達障害者に対して、相談から就労、職場定着までの支援をワンストップで提供する拠点として設置し、ウェルビー株式会社センター業務の運営を委託しています。

- ◆事業内容：
- ・就労相談（就労に関する相談を電話や個別面談にてお受けします。）
 - ・職業能力評価（面接や作業体験を通じて得意不得意を見極めます。）
 - ・就職セミナー（就職活動や職場に必要な知識やスキルを学びます。）
 - ・就労訓練（模擬オフィスで実践的なトレーニングを行います。）
 - ・社会体験・合同企業説明会
（職場体験やボランティア体験、企業説明会を通じて職業選択の視野を広げます。）
 - ・就職活動支援（ハローワークへの同行や企業への雇用の動き掛けを行います。）
 - ・職場定着支援（就職後も職場を訪問してフォローします。）
- ◆連絡先：
- 〔電話〕 049-249-8772 〔FAX〕 049-249-8773
〔E-mail〕 info-kawagoe@welbe.co.jp

(19) 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

《川越市平塚新田東河原201-2》

発達障害者支援センターは、埼玉県が発達障害者支援法に基づき設置し、社会福祉法人けやきの郷にセンター業務の運営を委託しています。

- ◆業務内容：
- ・発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援
 - ・発達障害児（者）に対する就労支援 など
- ◆連絡先：
- 〔電話〕 049-239-3553 〔FAX〕 049-233-0223

(20) 埼玉県権利擁護センター

《さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内》

権利擁護センターは、埼玉県が埼玉県社会福祉協議会にセンター業務の運営を委託し、認知症、障害のある方やご家族の権利擁護に関する相談に応じています。

- ◆相談内容：
- まずは、生活相談でお受けしますので、相談日時を予約してください。
- 1 生活相談 … 生活相談員（社会福祉士など）による家庭や職場、施設における日常生活全般に関すること
【日時】 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時（祝日・年末年始は除きます。）
 - 2 法律相談 … 司法書士または弁護士による法律問題（相続、遺言、契約、財産管理、消費契約問題など）に関すること
【日時】 毎週水・金曜日 午後1時～午後2時30分（祝日・年末年始は除きます。）
※ 第4水曜日は成年後見相談になります。
- ◆連絡先：
- 〔電話〕 048-822-1204（認知症高齢者・知的障害者）
〔電話〕 048-822-1240（身体障害者・精神障害者）
〔FAX〕 048-822-1406
〔E-mail〕 soudan@fukushi-saitama.or.jp

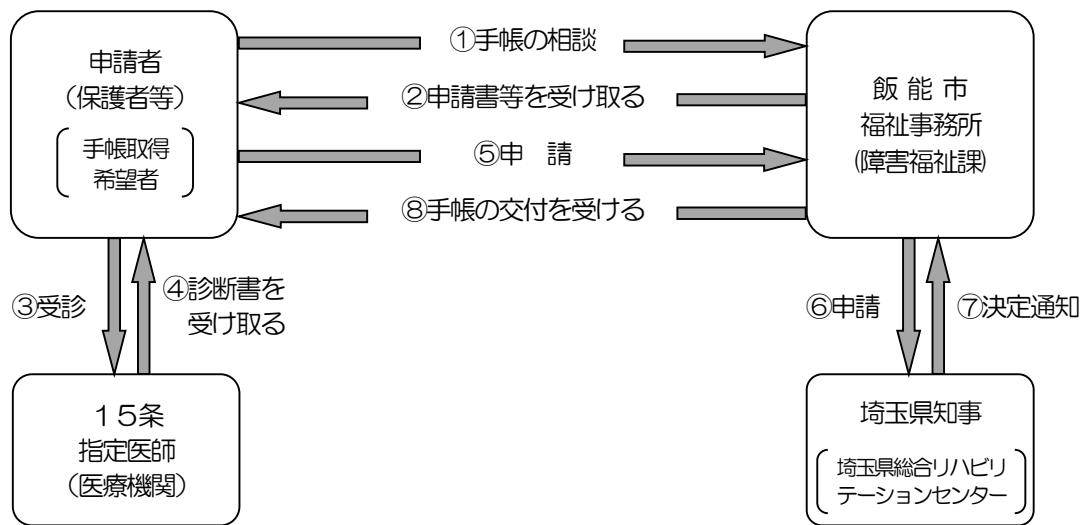
身体障害者手帳

- ◆対象者：視覚（視力の低下・視野が狭い）、聴覚（耳が聞こえない）、音声・言語・そしゃく（話すことができない）、肢体不自由（身体の一部が欠けている、又は不自由）、内部（心臓、腎臓、呼吸器、直腸・ぼうこう・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）、平衡感覚に永続する障害がある方。
- ◆内容：障害の程度によって1級から6級までに区分され、埼玉県知事が認定、交付します。
- ◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

（1）手帳が基本

身体障害者に対する援護等は、身体障害者手帳の交付を受けていることが基本となっています。重い障害があっても手帳の交付を受けていない人には援護等が受けられない場合があります。主な援護等は、補装具・日常生活用具の交付、更生医療の給付、重度心身障害者医療費の支給、各種手当の支給、その他の制度による福祉措置（税金の控除・減免、運賃の割引等）があります。

（2）手帳の新規交付（手続きの流れ）



※ 診断書を記入できる指定医師とは…

身体障害者福祉法第15条により上記診断書を作成する医師として、都道府県知事が指定する全国共通の医師です。手帳取得を希望される際には、この医師にご相談ください。
市内の指定医師は、12ページをご覧ください。

(3) 各申請・届出に必要なもの

申請・届出内容	手帳	診断書	写真	個人番号 確認書類 + 本人確認 書類	備考
新規		○ ^印	●	○	「状況調書」も必要です。 手帳交付までに1～2か月ほどか かる場合があります。
障害の追加・程度変更	○	○ ^印	●	○	
再認定	○	○ ^印	●	○	再認定の時期にご申請ください。
紛失			●	○	手帳交付までに1か月ほどかかる 場合があります。
破損	○		●	○	
氏名変更	○		●	○	
転入・転居	○			○	各種受給者証、タクシー券、ガソ リン券等の交付を受けている方 は、それらもお持ちください。
転出	○			○	
返還	○			○	

(注) … 診断書は障害福祉課にあります。また、障害の部位により様式が異なります。
事前に指定医師（身体障害者福祉法第15条に規定する医師）にご相談の上、ご来庁ください。
また、市窓口にて診断書の様式を受け取られる際には、障害の部位等をお伝えください。
なお、診断書の日付（診断日等）は、申請日から3か月以内の日付に限ります（一部の疾病・
外傷については、発生日から6か月以上経過している日付である必要もあります。）。

- … 後日手帳を受け取りの際にお持ちください。
 - ・写真は「縦4cm×横3cm」、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの。
新規の方は2枚必要です。

※ 障害の程度・障害名が変わったときは、新規申請と同様に指定医師の診断書と県の判定が必要となります。

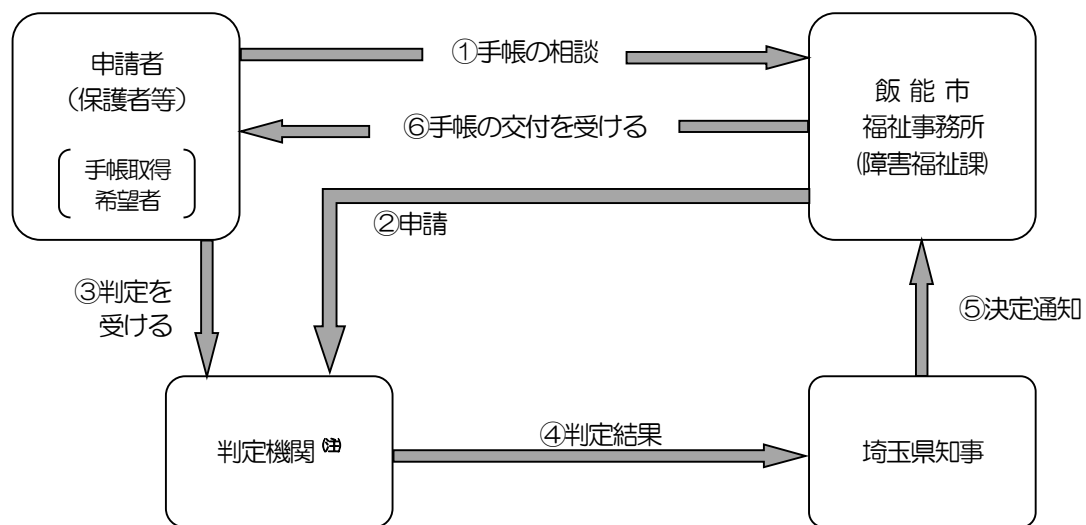
療育手帳

- ◆対象者：児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談部門）で、知的障害と認定された方
- ◆内容：知的障害の程度により④（最重度）、A（重度）、B（中度）又はC（軽度）に区分されています。
保護者の申請により、判定機関（埼玉県総合リハビリテーションセンター又は児童相談所）の判定結果によって知事が交付します。
- ◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

（１）手帳が基本

知的障害者に対する援護等は、身体障害者と同様に療育手帳の交付を受けていることが基本となっています。ただし、社会通念上知的障害と考えられる方も対象となります。主な援護等は、重度心身障害者医療費の支給、各種手当の支給、その他の制度による福祉措置（税金の控除・減免等）があります。身体障害者手帳はおおむね生涯認定であるのに対し、療育手帳は有期認定であるため、再判定が必要となります。

（２）手帳の新規交付（手続きの流れ）



- (注) … 18歳未満の方：埼玉県所沢児童相談所
「（12）埼玉県所沢児童相談所」をご覧ください。
18歳以上の方：埼玉県総合リハビリテーションセンター
「（14）埼玉県総合リハビリテーションセンター」をご覧ください。

(3) 各申請・届出に必要なもの

申請・届出内容	手帳	写真	個人番号 確認書類 ＋ 本人確認 書類	備考
新規		●	○	事前に障害福祉課へお問い合わせください。
再判定	○	●	○	再判定の時期にご申請ください。
転入	○	●	○	母子手帳をお持ちください。
紛失		●	○	障害福祉課へお問い合わせください。手帳交付までに1～2か月ほどかかる場合があります。
破損	○	●	○	
氏名変更	○	●	○	
住所変更	○		○	
保護者変更	○		○	
保護者氏名変更	○		○	各種受給者証、タクシー券、ガソリン券等の交付を受けている方は、それらもお持ちください。
保護者住所変更	○		○	
転出	○		○	
返還	○		○	

- … 後日手帳を受け取りの際にお持ちください。
 - ・写真は「縦4 cm×横3 cm」、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの。
 - 新規の方は2枚必要です。



医療費の給付

(1) 自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給

1 育成医療

現存する疾患があり、これを放置すれば将来障害が残ると認められる児童であって、その障害を除去又は軽減することにより生活能力を得るための医療。また、確実な治療効果が期待できるものであることが必要です。

- ◆対象者：18歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、内部障害又は免疫機能などの障害を持つ児童
- ◆自己負担：本人及び扶養義務者の所得により医療費の一部負担があります。
- ◆持参するもの：①意見書（診断書） ②健康保険証 ③個人番号確認書類＋本人確認書類

2 更生医療

身体障害者の更生に必要な医療であって、生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるような医療（健康保険給付対象医療）を国又は都道府県が指定する医療機関で受けられます。（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析治療、腎移植手術など）

ただし、この制度を利用する場合、治療前の申請及び埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要となります。

- ◆対象者：18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方
- ◆自己負担：本人及び家族の所得により医療費の一部負担があります。
- ◆持参するもの：①身体障害者手帳 ②医学的意見書 ③医療費概算額算定表
④健康保険証 ⑤個人番号確認書類＋本人確認書類

3 市内の指定自立支援医療機関（障害者総合支援法第54条第2項）

上記の意見書（診断書）については、指定自立支援医療機関の「主として担当する医師」が作成したものととなります。

なお、「主として担当する医師」については、各医療機関にご確認ください。

【医療機関】

※令和5年9月現在

市内指定医療機関名	所在地	電話	医療の種類	担当する医療の種類
飯能老年病センター	飯能市下加治147-1	042-974-2500	育成・更生	腎臓に関する医療
はんのう内科・腎クリニック	飯能市双柳1227-1	042-973-7007	更生	腎臓に関する医療
八剣整形外科医院	飯能市緑町16-2	042-972-5569	育成・更生	整形外科に関する医療
飯能整形外科病院	飯能市東町12-2	042-975-7575	育成・更生	整形外科に関する医療
東飯能駅前クリニック	飯能市柳町3-5	042-974-6633	更生	腎臓に関する医療

【薬局】

※令和5年9月現在

店名	所在地	電話	医療の種類
ヴェルベン双柳薬局	飯能市双柳1229-5	042-975-5050	育成・更生
大信薬局元加治店	飯能市岩沢271	042-978-8550	育成・更生
スギ薬局 飯能店	飯能市岩沢277-1	042-972-1166	育成・更生
かばさん薬局しふり店	飯能市緑町4-11	042-974-6797	育成・更生
ウエルシア薬局飯能緑町店	飯能市緑町2-6	042-975-1051	育成・更生
アイン薬局飯能栄町店	飯能市栄町8-9	042-972-1100	育成・更生
はちまん町薬局	飯能市八幡町3-20	042-975-5511	育成・更生
東町ヴェルベン薬局	飯能市東町3-2-105	042-975-7755	育成・更生
クリエイト薬局飯能東町店	飯能市東町32-1	042-975-5507	育成・更生
ウエルシア薬局飯能柳町店	飯能市柳町15-6	042-983-0310	育成・更生
おおの薬局	飯能市南町11-22	042-972-4388	育成・更生
ヴェルベン薬局	飯能市南町9-23	042-975-5500	育成・更生
ふれあい薬局 飯能店	飯能市稻荷町3-17	042-972-1323	育成・更生
I R O R I 薬局 飯能店	飯能市仲町12-10	042-978-5763	育成・更生
セイムス タツミ薬局	飯能市美杉台2-10-5	042-973-5740	育成・更生
みすぎ薬局	飯能市美杉台3-25-6	042-978-9367	育成・更生
ヴェルベン川寺薬局	飯能市川寺473-5	042-983-8088	育成・更生
はらいちば薬局	飯能市原市場572-5	042-970-1515	育成・更生

4 相談窓口

障害福祉課（窓口⑮） 〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(2) 重度心身障害者医療費の支給

- ◆対象者： 下記の手帳の交付を受けた時点の年齢が、65歳未満の方
- ・身体障害者手帳（1級～3級）
 - ・療育手帳（A（最重度）、A（重度）又はB（中度））
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1級）
 - ・65歳以上で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障害にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方（交付されている身体障害者手帳において、肢体不自由「下肢4級（1・3・4：下記参照）」、「音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害4級」に該当する方）
- ※「下肢4級（1・3・4）」とは…
- 1 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
 - 4 1下肢の機能の著しい障害
- ◆制度内容： 病院等で診療を受けた場合、各種医療保険（国保・社保等）制度による医療費の一部負担（家族療養附加金を除く）を助成します。
- ◆所得制限： 平成31年1月1日から所得制限が設けられました。
新規申請者……平成31年 1月1日以降
全ての受給者……令和 4年10月1日以降
- ◆持参するもの： ①障害者手帳 ②健康保険証 ③本人名義の預金通帳
- ◆相談窓口： 保険年金課（窓口⑮）
〔電話〕042-973-2117 〔FAX〕042-973-2120

(3) 後期高齢者医療制度への加入申請

◆対象者：身体障害者手帳 1・2・3級

4級で音声機能または言語機能の障がい

4級で {
・1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
・3号(1下肢を下腿の2分の1以上欠くもの)
・4号(1下肢の機能の著しい障がい)
に該当するとき

障害基礎年金 1・2級

療育手帳 ①(最重度)、A(重度)

精神手帳 1・2級

上記で65歳～74歳で後期高齢者医療制度への加入を希望される方

例えば… 手帳の初回交付日が65歳を超えている方

身体手帳4級で重心医療の制度を利用出来ない方

※申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から使用できる被保険者証を交付します。

※後期高齢者医療保険料を納付することが必要です。

※社会保険などに加入中の方は現在の医療保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになるので、保険料が上がってしまう場合があります。

また、被保険者及び同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上となる方がいる場合、障がい認定を受けても3割負担になります。

◆制度内容：窓口で、かかった医療費の1割を自己負担していただきます。

(同じ世帯の被保険者全員が145万円未満の場合。)

Q. 被保険者になるのはいつから？

A. 広域連合の認定を受けた日からです。

Q. 障害認定を取りやめることは出来ますか？

A. ご本人の申請により、75歳になるまでの間は障害認定を取りやめることができます。

(さかのぼって取りやめることは出来ません)

◆持参するもの：①障害者手帳 ②健康保険証 ③本人名義の預金通帳

◆相談窓口：保険年金課(窓口①)

〔電話〕042-973-2117 〔FAX〕042-973-2120

日常生活の改善

各制度をご利用の優先順位

介護保険サービスを受けることが出来る方で、障害福祉サービスと介護保険サービスの内容が同一のサービス（ホームヘルパーの派遣、デイサービス等）については、介護保険のサービスを優先して受けていただくことになっています。

⇒ 詳しくは、障害福祉課（窓口⑮）まで

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(1) 障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等とは、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づくサービスのことです。

介護の支援などを受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、施設や精神科の医院に入所・入院している障害者等に対して地域での生活に移行し、定着するための支援や、サービスの利用に関する連絡・相談等を行う「相談支援給付」があります。

障害児通所等給付は、児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援等）です。通所による療育等の支援が必要な児童が利用するサービスです。

いずれも利用者が利用したいサービスを申請し、支給決定を受けると共に受給者証が交付されたらサービス提供事業者・施設と直接契約を結び、サービスを受けることができます。

また、障害者総合支援法により、市が自主的に取り組む事業である「地域生活支援事業」があります。

※ 申請にはサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の作成が必要です（計画相談支援・障害児相談支援を受給されるか、ご自身で作成されるセルフプランになります。）。

介護給付	訓練等給付	障害児通所等給付	相談支援給付
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 療養介護、生活介護 施設入所支援	自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練 ・宿泊型 ・自立生活援助 就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援 ・A型 ・B型 共同生活援助	児童通所支援 ・医療型児童発達支援 ・児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援	計画相談支援 障害児相談支援 地域相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援
			地域生活支援事業
			移動支援事業 日中一時支援事業 地域活動支援センター その他

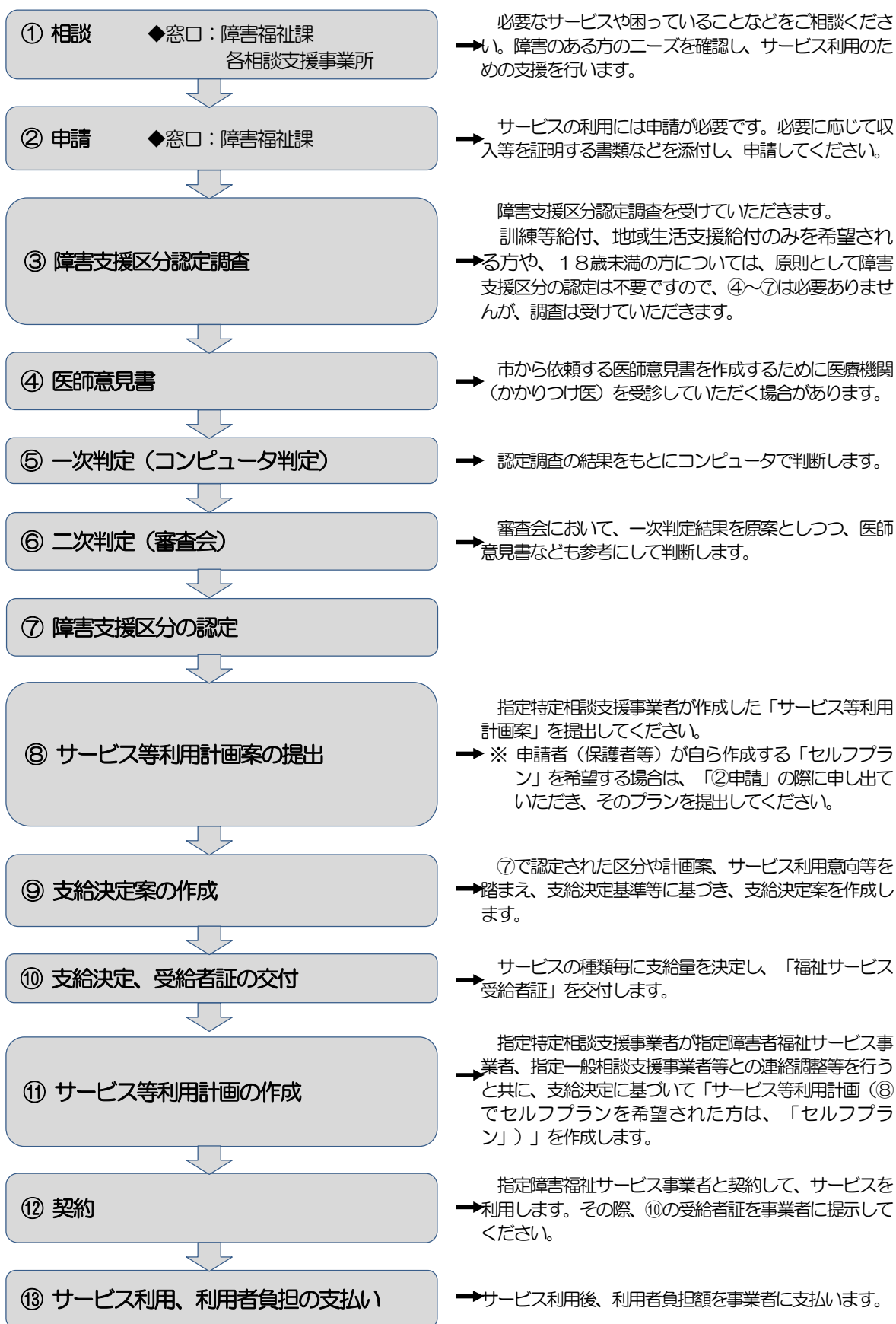
※ 各サービスを提供している市内の事業所については、障害福祉課までお問い合わせください。

2 支給決定の手続き

障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、相談支援給付、地域生活支援事業の給付及び児童福祉法に基づく児童通所支援等の利用を希望される方は、支給等の申請の後、聞き取り調査等を経て、支給決定を受ける必要があります。

- ・支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。
- ・審査会において、障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺い、支給を決定します。
- ・申請からサービスの利用開始までの大まかな流れは、次の「支給決定手続きの概要」のとおりです。

◇ 支給決定手続きの概要 ◇



3 対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（交付されている手帳をお持ちください。）
- ・心身に障害があると判定され、サービスの必要性があると判断された障害児（18歳未満の方）（医師の診断書等をお持ちください。）
- ・対象疾患による障害がある方（対象疾患であることが分かる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等をお持ちください。）

4 利用者負担

利用者は、原則として1割の定率負担と食費、光熱水費が実費負担になります。

定率負担は、所得に応じて次の4区分の利用者負担上限月額が設定され、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況（※）	通所施設、在宅サービス 利用時の負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般（障害者）	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割16万円未満）	9,300円
	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割16万円以上）	37,200円
一般（障害児）	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割28万円未満）	4,600円
	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割28万円以上）	37,200円

※ 世帯の範囲は次のとおりです。

- ・18歳以上の障害者（施設入所の18歳、19歳を除く）または難病を有する方は「本人」、配偶者のある方は「本人と配偶者」
- ・障害児（施設入所の18歳、19歳を含む）または難病を有する児童の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

5 持参するもの

- ①障害者手帳等 ②収入等の確認ができるもの ③個人番号確認書類+本人確認書類

6 相談窓口

飯能市すこやか福祉相談センター

（詳しくは、「(2) 飯能市すこやか福祉相談センター」をご覧ください。）

- ・飯能市すこやか福祉相談センターいなり町（飯能市稲荷町10-14）
〔電話〕042-980-7038 〔FAX〕042-980-5755
〔E-mail〕sukofuku@nagurien.or.jp
- ・飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町（飯能市栄町18-16 飯栄ビル203）
〔電話〕042-971-1167 〔FAX〕042-971-3253
〔E-mail〕sukoyaka@npo-tanpopo.or.jp
- ・飯能市すこやか福祉相談センターみなみ町（飯能市南町5-7）
〔電話〕042-978-5788 〔FAX〕042-975-2030
〔E-mail〕sukofuku@titan.ocn.ne.jp
- ・飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町（飯能市八幡町8-24フィールドサイドビル2F）
〔電話〕042-975-1200 〔FAX〕042-975-3012
〔E-mail〕sukofuku@welpen.jp

障害福祉課（窓口⑬）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(ア) 移動支援事業 <地域生活支援事業>

屋外での移動が困難な障害児（者）に対し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るために実施する事業です。

- ◆事業内容： 屋外での移動が困難な在宅の障害児（者）に対し、地域における自立生活及び社会生活の促進を図ることを目的に実施しています。
 - ・社会生活上必要不可欠な外出
 - ・余暇活動等の社会参加のための外出
- ◆対象者：
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・療育手帳の交付を受けている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ・医師により発達に障害があると診断された方
- ◆提供事業者： 本事業を提供している登録事業者は、下記のとおりです。

事業者名	所在地	電話
(株)イチマルゴ ヘルパーステーション105入間	入間市上藤沢449-8	04-2960-1515
(認非)ぬくもり福祉会たんぽぽ たんぽぽ訪問介護事業所	飯能市落合291-1	042-978-6934
(株)麗愛 寿介護エス・オー・エス	狭山市中央1-46-8	04-2950-6682
(認非)てあしの会 ヘルパーステーションどんぐりの里	入間市新久819-11-25-366	04-2936-2222
(株)ニチイ学館 ニチイケアセンター飯能	飯能市柳町23-5メゾンプチボア1F	042-983-1211
(認非)たすけあいワーカーズさざんか NPOさざんか	東京都杉並区荻窪5-18-11 サニーシティ荻窪401	03-5347-1130
(株)デュアルビジョン けあビジョン深谷	深谷市西島町2-10-3大里ビル2F	048-551-5460
(株)談話室 (株)談話室新板橋事業所	東京都板橋区板橋1-48-15-505	03-6795-4976
(株)デュアルビジョン けあビジョン日高	日高市高萩1154-5/パルネットキタノ102	042-978-7000
(株)マナヴィエヴェル さいたま太助	川越市的場1993-7	049-234-3851
(認非)介護の手 サポート かえる	日高市鹿山201-11	042-978-6546
(認非)あゆみ福祉会 あゆみ福祉会	鶴ヶ島市藤金685-1	049-298-7045
(株)H&Nサポートさくら・介護ステーション飯能	飯能市緑町11-8	042-978-6875
(株)ワトカサポート 訪問介護ゆーもあ	飯能市双柳87-13アウトレット103	042-978-8601
医療生協さいたま(生協) ヘルパーステーションはんのう	埼玉県飯能市双柳150-23	042-983-8622
NPO法人 生活サポートさいゆう 居宅介護さいゆう	大里郡寄居町西ノ入476-1	048-586-0900
(株)マミー サポートステーションおんぶ	川越市小堤911-1郡慶ヒルズ202	049-237-9733
グレース(同) グレースホームヘルプ	入間市南峯337-1グレースハウスA-101	04-2001-1266
(同)トラスト 訪問介護らぼーる	法人：飯能市双柳802-144 事務所：飯能市笠縫102-1	042-980-7492
(同)ライチ	東京都練馬区石神井町8-49-7	080-6587-5888
(認非)Pippi	東京都西東京市保谷町5-6-21アビデントミナ 213	042-450-1139
(株)和 サポートセンターすこやか	入間市仏子342-4	04-2935-4524
(株)すまいる 居宅訪問介護事業所ほほえみ	坂戸市溝端町2-3メイプルタウン新井1F	049-298-8415

- ◆利用者負担： 原則1割。障害福祉サービスの利用者負担と同じです。
(市において、指定障害福祉サービスと合わせた月額上限負担額を設定します。)
- ◆持参するもの： ①障害者手帳等 ②収入等の確認が出来るもの
- ◆相談窓口： 障害福祉課(窓口⑮)
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(イ) 日中一時支援事業 <地域生活支援事業>

一時的に見守り等が必要となる障害児（者）に対し、障害者等の家族を支援するため、日中における活動の場を確保する事業です。

- ◆事業内容：一時的に見守り等が必要となる障害児（者）に日中活動の場を確保し、家族等の介護者を支援することを目的に実施しています。
- ◆対象者：
 - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ・医師により発達に障害があると診断された方
- ◆提供事業者：本事業を提供している登録事業者は、下記のとおりです。

登録事業者名	所在地	電話
社会福祉法人埼玉医療福祉会 光の家療育センター【重心施設】	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1357
社会福祉法人友愛学園 児童部	青梅市成木2-107	0428-74-5453
社会福祉法人茶の花福祉会 大樹館	入間市高倉4-15-5	04-2966-1941
社会福祉法人茶の花福祉会 大樹の森	狭山市加佐志244-1	04-2958-2941
社会福祉法人むさしの福祉会 阿須フレンドワーク	飯能市阿須224	042-975-5501
社会福祉法人茶の花福祉会 大樹の家	狭山市狭山47-29	04-2955-2941
社会福祉法人茶の花福祉会 大樹の里	入間市高倉4-15-5	04-2964-3965
社会福祉法人京悠会 ディサービスセンター <small>なごみ</small> 和	飯能市川崎458	042-975-3300
社会福祉法人ともいき会 ハートサポートセンターともいき	川越市笠幡1646-17	049-231-1422
社会福祉法人茶の花福祉会 しもとみ大樹	所沢市下富1028-2	04-2990-5121
株式会社くみちゃんち くみちゃんハウス	飯能市芦刈場685-1	042-983-4888
社会福祉法人共愛会 共愛学園（児童部）	羽生市砂山210	048-561-2362
特定非営利活動法人てあしの会 ヘルパーステーションどんぐりの里	入間市新久819-11-25-366	04-2937-1520
社会福祉法人親愛会 川越親愛センター	川越市中台南2-17-15	049-246-5262
一般社団法人みんなでなかよく会 わくわく1号館	飯能市原町120-6	042-978-7815
株式会社ヴェルペンファルマ ヴェルペン スマイル クラス	飯能市栄町18-13 コヤマビル1階	042-975-6100
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 花園	深谷市小前田2691	048-584-2506
社会福祉法人 東雲会 しのめ	狭山市加佐志139-1	04-2968-6680
一般社団法人 夢工房 こどもの家こより	飯能市大河原934-1	04-2952-7070
入間デイサービスセンター大樹	入間市新久342-2	04-2936-5800
多機能型事業所 ごんたやま	日高市猿田240	042-978-9070

- ◆利用者負担 : 原則 1 割。障害福祉サービスの利用者負担と同じです。
(市において、指定障害福祉サービスと合わせた月額上限負担額を設定します。)
- ◆持参するもの : ①障害者手帳等 ②収入等の確認が出来るもの
- ◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑮)
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(ウ) 障害者地域活動支援センター <地域生活支援事業>

在宅の障害児(者)及びその家族等に対し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、創作的活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、機能回復訓練等を行う場を提供する事業です。

- ◆事業内容 : 地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とし、次に掲げる内容を実施しています。
 - ・創作的活動 ・スポーツ活動 ・レクリエーション活動 ・機能回復訓練
 - ・入浴サービス など(事業内容は事業所ごとに異なります)
- ◆対象者 : ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
・医師により発達に障害があると診断された方
- ◆提供事業者 : 本事業を提供している登録(委託)事業者は、下記のとおりです。

登録(委託)事業者名	所在地	電話
社会福祉法人飯能市社会福祉協議会	飯能市双柳371-13	042-973-0022

- ◆利用者負担 : 原則 1 割。障害福祉サービスの利用者負担と同じです。
(市において、指定障害福祉サービスと合わせた月額上限負担額を設定します。)
- ◆持参するもの : ①障害者手帳等 ②収入等の確認が出来るもの
- ◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑮)
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074



(2) 補装具費（購入・借受け・修理）の支給

身体障害児（者）等の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするため次に掲げる補装具の購入・借受け・修理に係る費用（厚生労働省が定める基準額を上限）を支給します。

この制度を利用する場合には、埼玉県総合リハビリテーションセンター等の判定が必要になります。

※ 購入・借受け・修理をする前に申請が必要です。

◆補装具の種類

障害区分	補装具の種類
視覚	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚	補聴器（イヤーマールド含む）
肢体不自由 （一部、難病患者等に支給）	義手・義足・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・ 座位保持いす（障害児）起立位保持具（障害児）頭部保持具（障害児） ・排便補助具（障害児）・歩行補助つえ（T字状・棒状の杖を除く） ・歩行器・重度障害者用意思伝達装置

◇ 医療関係、労災関係、介護保険関係等の他法制度により対応できる場合には、そちらを優先して受けていただくことになっています。

◆利用者負担：原則1割の定率負担となります。ただし、市民税の額に応じて一部利用者負担がありません（利用者負担分については、「(3) 補装具費（購入・借受け・修理）にかかる利用者負担額の助成」にて、市で助成しています。）

◆月額上限額：所得等に応じた上限額があります。

世帯の収入状況	自己負担上限月額等
市民税非課税世帯・生活保護世帯の方	0円
上記に該当しない市民税課税世帯	37,200円
本人又は当該世帯の最多収入者の市民税所得割課税額が46万円以上世帯	《支給対象外》

※ 世帯の区分は下記のとおりです。住民票上の世帯とは異なる場合があります。

- ・18歳以上の方がサービスを利用する場合は、本人又はその配偶者をもって世帯とします。
- ・18歳未満の方がサービスを利用する場合は、本人及びその保護者をもって世帯とします。

※ 所得割課税額は、18歳以上の方は本人又はその配偶者、18歳未満の方は保護者のそれをもって判定します。

また、「住宅借入金等特別税額控除」がある場合は、控除前の所得割課税額で判定します。

補装具とは

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工され、長期間にわたり継続して使用されるものです。

※ 給付に際して専門な知見（医師の意見書または補装具費支給意見書（医学的意見書））が必要なものもあります。

◆持参するもの：①身体障害者手帳 ②見積書
③個人番号確認書類＋本人確認書類

◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(3) 補装具費（購入・借受け・修理）にかかる利用者負担額の助成

身体障害児（者）が「(2) 補装具費（購入・修理）の支給」のとおり厚生労働省が定める基準額内の補装具費（購入・修理）の支給を受けた場合、利用者負担額が生じたときに飯能市がこれを助成するものです。

◆助成金額：利用者負担額として認定された額

◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(4) 日常生活用具の給付

在宅の重度の障害児(者)等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

※ 購入をする前に申請が必要です。

◆日常生活用具の種類

種類	品名	種類	品名
① 介護・訓練 支援用具	特殊寝台	③ 在宅療養等支 援用具	透析液加温機
	特殊マット		ネブライザー(吸入器)
	特殊尿器		電気式たん吸引器
	入浴担架		酸素ボンベ運搬車
	体位変換器		盲人用体温計(音声式)
	移動用リフト		盲人用体温計
	訓練いす(児のみ)		パルスオキシメーター
	訓練用ベッド(児のみ)		音声付き血圧計
② 自立生活 支援用具	入浴補助用具	④ 情報・ 意思疎通 支援用具	人工呼吸器用自家発電機
	便器		人工呼吸器用外部バッテリー
	T字状・棒状のつえ		イヤホン(250w以上のもの)
	移動・移乗支援用具		初ラゲ-・たん吸引器一体型
	車椅子用段差昇降機		携帯用会話補助装置
	頭部保護帽		情報・通信支援用具
	特殊便器		点字ディスプレイ
	トイレチェア		点字器
	火災警報機		点字タイプライター
	自動消火器		視覚障害者用ボ-タブルコ-ダ-
	電磁調理器		視覚障害者用活字文書読上げ装置
	歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害者用拡大読書器
	聴覚障害者用屋内信号装置		盲人用時計
	携帯用信号装置		聴覚障害者用通信装置
	暗所視支援眼鏡		聴覚障害者用情報受信装置
	文字放送ラジオ		
	視覚障害者用誘導装置		
	人工喉頭		
	点字図書(差額補助)		
	ICタグレコーダー		
	⑤ 排泄管理 支援用具	ストーマ装具等	
	⑥ 住宅改修費	収尿器	
		居室生活動作補助用具	

※ 障害及び程度により、対象となる品目が定められています。

◇ 医療関係、労災関係、介護保険関係等の他法制度により対応できる場合には、そちらを優先して受けていただくことになっています。

◆利用者負担額 : 基準額内の原則1割の定率負担となります(「(2)補装具費(購入・修理)の支給」に準じた月額上限額が設定されます。)

利用者負担額の助成はありません。ただし、「⑤排泄管理支援用具」のうち、「ストーマ装具等」について利用者負担の助成制度があります。

◆持参するもの : ①身体障害者手帳 ②見積書

◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑮)

[電話] 042-986-5072 [FAX] 042-986-5074

(5) 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

※ 購入をする前に申請が必要です。

- ◆対象者：在宅で小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方のうち、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断された児童
 ※ 児童福祉法、障害者総合支援法等の施策の対象にならない方が対象です。

◆日常生活用具の種類

種目		
便器	入浴補助用具	電気式たん吸引器
特殊マット	特殊尿器	クールベスト
特殊便器	体位変換器	紫外線カットクリーム
特殊寝台	車いす	ネブライザー(吸入器)
歩行支援用具	頭部保護帽	パルスオキシメーター

※ 障害及び程度により、対象となる品目が定められています。

- ◆利用者負担額：世帯の収入状況に応じて自己負担があります。
 利用者負担額の助成制度はありません。
- ◆持参するもの：①小児慢性特定疾病医療受給者証 ②診断書 ③見積書
- ◆相談窓口：障害福祉課(窓口⑮)
 〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(6) 紙おむつの支給

常時おむつを必要とする在宅の重度心身障害者に対し、障害者及びその家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを支給します。

- ◆対象者：65歳未満の在宅の重度心身障害者であり排泄の介護を常時必要とする方で、次の要件のいずれかに該当する方
 ・身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている方
 ・療育手帳(A(最重度)又はA(重度))の交付を受けている方
- ◆支給限度：1人につき月1回180枚以内、年12回まで
 ※ 紙おむつの種類は、市長が決定するものとし、現物で支給します。
- ◆支給方法：月に1度、市が委託する事業者から宅配
- ◆費用負担：原則無料
 ※ 上記「支給限度」を超えるものについては、自己負担になります。
- ◆持参するもの：障害者手帳
- ◆相談窓口：障害福祉課(窓口⑮)
 〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(7) 訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の身体障害者に対し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図り、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

◆対象者：在宅で身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方で、家族等の介助がなければ入浴できない方

◆事業内容：移動入浴車により提供事業者が身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、次のとおりです。

- ・入浴、清拭、洗髪等
- ・血圧、脈拍、体温等の測定による健康管理
- ・健康相談、助言指導その他必要な処置

※入浴の方法は、移動入浴車による巡回入浴とし、入浴の回数は、利用者1人につき週1回を限度とします。

※介護保険制度の入浴サービスを受けることが出来る方は対象となりません。

◆提供事業者：本事業を提供している登録事業者は、下記のとおりです。

登録事業者名	所在地	電話
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター狭山西	狭山市入間川1-7-2 シティパル狭山201	04-2955-1369
アースサポート株式会社 アースサポート飯能	飯能市中山320-1	042-974-9900

◆利用者負担：

区分	1回あたりの料金
生活保護法による被保護世帯	0円
生計中心者の前年分所得税額が非課税世帯	
生計中心者の前年分所得税額が課税世帯	1,000円

◆利用回数：週1回

◆持参するもの：①障害者手帳 ②入浴承諾書（市様式） ③診断書（市様式）

◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(8) 重度障害者居宅改善整備費の補助

重度の身体障害者の日常生活の環境改善及び自力更生を促進するため、重度の身体障害者が障害に応じて居宅を使いやすく改造するのに要する経費の一部を助成します。

※工事を行う前に申請が必要です。また、現地調査（工事個所の確認及び写真撮影）等の事前審査がありますので、工事開始までには一定の期間がかかります。

◆対象者：在宅で身体障害者手帳（下肢又は体幹の障害程度が1級又は2級）の交付を受けている方

◆補助内容：重度障害者の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する場合、24万円を限度額として、1件あたりの工事費の3分の2を補助します。

※日常生活用具の“居宅生活動作補助用具”“移動・移乗支援用具”とは異なります。

※居宅の新築、増築及び改築、又は介護保険の住宅改修制度や日常生活用具の住宅改修を利用したことがある方は利用できません。また、介護保険の制度を優先して受けていただくことになっています。

◆所得制限：世帯の収入状況により、補助金交付の対象とならない場合があります。

◆持参するもの：①身体障害者手帳 ②重度身体障害者居宅改善整備計画書（市様式）
③工事図面 ④工事見積書

◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(9) 障害児（者）生活サポート事業

在宅の心身障害児（者）の地域生活を支援するため、障害児（者）及びその家族の必要に応じて、住み慣れた地域での生活を支援する事業で障害児（者）の福祉向上、及び介護者の負担軽減を図る各種サービスを提供する事業です。

- ◆対象者： ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方
 ・知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障害と判定された方
 ・医師より発達に障害があると診断された方
 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◆事業内容： 下記の内容を、利用者の日常生活に応じ、柔軟に組み合わせて実施します。

- ①一時預かり … 利用者を、自宅または特別支援学校等に迎えに行き、登録団体の指定の場所で一定時間預かります。
 ②派遣による介護サービス … 対象者の自宅や外出先に提供事業者（介護者）が出かけ、一定時間介護にあたる（家事援助サービスを提供することは認められません。）。または、保護者と一緒に介護者が出かけ、介護の補助をします。
 ③送迎サービス … 特別支援学校、福祉作業所等への一時的な送り迎えをします。
 ④外出援助サービス … 利用者と一緒に外出します（病院内の付添いの時間は本サービスの対象になりません。）。

※ 障害者総合支援法や介護保険制度の対象となるサービスについては、これら法定福祉制度の利用を優先して受けていただくことになっています。

◆提供事業者： 本事業を提供している登録事業者は、下記のとおりです。

登録事業者名	所在地	電話
(特非)ぬくもり福祉会たんぽぽ	飯能市落合290-4	042-972-8611
(特非)つばさの会	入間市狭山ヶ原392-1	04-2934-8855
(福)茶の花福祉会 レスパイト大樹	入間市上藤沢987-1 2階	04-2968-3581
(特非)てあしの会 どんぐりの里	入間市新久819-11-25-366	04-2937-1520
(特非)生活サポートこころや	川越市笠幡4589-3-103	049-298-6640
(特非)くみちゃんち	入間市宮寺2311-13	080-2013-0038
(福)いこいの里 生活サポートセンター カミン	深谷市宿根1297	048-570-5666
(特非)国民生活向上委員会	狭山市東三ツ木7-3	049-291-2311
(特非)あゆみ福祉会	鶴ヶ島市藤金685-1	049-298-7027
NPO法人 さんぽみち	入間市上藤沢431-5-1-102	080-9392-7183
(特非)自立支援ホーム とことこの家	所沢市泉町911-1-101	04-2939-9733

◆利用時間数： 1年度に最大150時間まで

※ 年度途中での利用登録では、登録を受けた日の属する月から当該年度末までの月数に12.5を乗じて得た時間（小数点以下の端数切り上げ）まで

◆利用者負担： サービスについては有料になりますので、料金、サービス内容等詳細については、前記の各提供事業者にお問い合わせください。

◆持参するもの： 障害者手帳

◆相談窓口： 障害福祉課（窓口⑮）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(10) 埼玉県生活福祉資金

《社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳 371-13 飯能市総合福祉センター内）》

障害者世帯、低所得世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

実施主体は、埼玉県社会福祉協議会となります。

- ◆対象者：市内に居住している方（住民登録がある方）で、次のいずれかに該当する世帯
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている方が属する世帯
 - ・療育手帳の交付を受けている方が属する世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯
 - ・その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方が属する世帯
- ◆制度内容：世帯単位で貸し付ける各種貸付制度
 - ※ 資金種類によって貸付対象世帯が異なります。
 - ※ 貸付け（給付ではありません。）ですので償還（返済）が必要です。
- ◆相談・支援：本資金は、借入世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申込から償還完了まで、社会福祉協議会やお住まい地域の担当民生委員等の関係機関が継続して相談支援を行います。
相談支援等を拒まれる場合は、貸付けを受けることができません。
- ◆問合せ先：生活支援係〔電話〕042-973-0022〔FAX〕042-973-8941

(11) あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）

《社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳 371-13 飯能市総合福祉センター内）》

物忘れなどのある高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分で家族や親族等の援助が受けられないなど、一人で生活していくうえで不安がある方に対して、地域で安心した生活が送れるよう、定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理のサービスを提供します。

- ◆対象者：一人で生活していくには不安のある、物忘れなどのある高齢者、知的障害者、精神障害者など
- ◆事業内容：
 - ・福祉サービスや日常生活に必要な手続きのお手伝いをします。
… ①福祉サービス利用援助 ②日常生活上の手続き援助
 - ・日常生活に必要な金銭に関するお手伝いをします。… ③日常的な金銭管理
 - ・大切な書類をお預かりします。… ④書類等預かりサービス

※ 相談は無料ですが、契約に基づく援助は有料（生活保護受給世帯は無料）です。

料金表		料金
①福祉サービス利用援助		1回1時間まで1,200円 (1時間を超えると30分ごとに400円加算)
②日常生活上の手続き援助		
③日常的な金銭管理	本人が通帳を保管する場合	1回1時間まで1,600円 (1時間を超えると30分ごとに400円加算)
	本会が通帳を預かる場合	
④書類預かりサービス		基本料 2,000円（年間）
		利用料 500円（1か月）

- ◆問合せ先：生活支援係〔電話〕042-973-0022〔FAX〕042-973-8941

(12) 市営住宅の入居申込み

飯能市の市営住宅は、市内に7団地(募集団地は5団地)あり、毎年6月と12月に募集を行い、原則として抽選・資格審査により入居者を決定します。

市営住宅に入居申込みできる方は、次に掲げる条件をすべて備えている必要があります。

- ◆申込要件：
 - ① 飯能市内に住所又は勤務場所があること
 - ② 親族(内縁関係及び婚約者等を含む)からなる2人以上の世帯であること
 - ③ 現に住宅に困窮していることがあきらかなこと
 - ④ 入居しようとする親族全員の収入の総額が基準の範囲内にあること
 - ・高齢者、障がい者など・・・収入月額21万4千円以下
 - ・その他の方・・・収入月額15万8千円以下
 - ⑤ 入居しようとする親族全員について市税の滞納がないこと
 - ⑥ 入居しようとする親族全員が暴力団員でないこと
- ◆相談窓口： 建築課
〔電話〕042-973-2111 (代表) 〔FAX〕042-974-6770

(13) 埼玉県県営住宅・特別県営住宅入居申込み

≪埼玉県都市整備部住宅課(さいたま市浦和区高砂3-15-1 第二庁舎1階)≫

埼玉県にて住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅で、市内に2団地あります。

このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や条例等に入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。

また、県営住宅の管理を埼玉県住宅供給公社に委託していますので、詳細については埼玉県住宅供給公社ホームページ(URL: <http://www.saijk.or.jp/>)をご覧ください。

- ◆入居資格： 申込みできる方(外国人にあつては、外国人登録し、在留資格のある方)は、下記の全ての要件を備えていることが必要です。
 - ① 埼玉県内に住所又は勤務場所があること
 - ② 同居し、又は同居しようとする親族(配偶者又は1親等)があること
 - ③ 入居しようとする世帯全員の収入の総額が、収入基準内であること
 - ・原則として収入月額15万8千円以下(高齢者・障害者世帯等については21万4千円以下)
 - ・特別県営住宅(上尾シラコバト団地)は、一般の県営住宅とは収入基準が異なります。
 - ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと
 - ・原則として、持家のある方、公的な住宅(都市再生機構住宅、市町村営住宅、特定優良賃貸住宅等)にお住まいの方は申し込むことができません。
 - ⑤ 県民税・市町村民税を滞納していないこと
 - ⑥ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅の家賃若しくは損害賠償金を滞納していないこと
 - ⑦ 暴力団員でないこと
- ◆募集時期： 年4回(1月、4月、7月、10月)
※ 上記以外に随時募集を行っている場合があります。
- ◆相談窓口： 埼玉県住宅供給公社県営住宅課(さいたま市浦和区仲町3-12-10)
〔電話〕048-829-2875 〔FAX〕048-825-1822
埼玉県住宅供給公社川越支所(川越市市場2218-4 ベルアート301号室)
〔電話〕049-227-6408 〔FAX〕049-233-5353
※ 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日及び12月29日から1月3日を除く)
住まい相談プラザ(さいたま市大宮区錦町630 大宮駅西口コンコース内)
〔電話〕048-658-3017 〔FAX〕048-642-6890
※ 午前10時～午後7時(12月29日から1月3日を除く年中無休)
- ◆申込先： 埼玉県住宅供給公社県営住宅課(さいたま市浦和区仲町3-12-10)

社会参加

(1) 障害者運転免許取得費用の補助

障害者が就労等のため運転免許を取得する場合、10万円を限度として総費用の3分の2を補助します。

※自動車教習所に入校する前に申請が必要です。

◆対象免許：普通車・中型車・大型車（1・2種）

◆対象者：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※大型車や2種の場合には、本人の所得により制限があります。

◆持参するもの：①障害者手帳 ②運転適性相談票* ③運転免許取得に係る見積書

◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

※運転適性相談については、下記にお問い合わせください。

埼玉県警察運転免許センター適性相談窓口（鴻巣市鴻巣405-4）

〔電話〕048-543-2001（音声案内で4番を押してください。）

(2) 身体障害者用自動車改造費用の補助

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を、10万円を限度として補助します。

◆対象者等：市内に住所を有する身体障害者手帳（上肢、下肢又は体幹機能障害）の交付を受けている方で、就労等に伴い、自ら自動車を運転することができるように自動車を改造しようとする方の車両

※改造した自動車を使用することにより、就労等の機会が拡大すると認められる場合に限りです。

※本人や家族の所得により、補助対象者に制限があります。

※車両の改造をする前に申請が必要です。

◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(3) 福祉バスの貸出し

《埼玉県福祉部障害者福祉推進課（さいたま市浦和区高砂3-15-1）》

障害児（者）団体等が更生訓練、研修等を行う場合、車いす用リフト付き大型バス「おおぞら5世号」（座席29、補助席7、車いす固定席2名分）を貸し出します。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

◆費用：無料（有料道路料金等を除きます。）

◆問合せ先：〔電話〕048-830-3309 〔FAX〕048-830-4789

(4) 重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成

重度心身障害者の社会生活圏の拡大をはかり、その福祉を増進することを目的として、市が業務提携している市内のタクシー・介護タクシーを利用した場合、その料金に対し1枚利用で初乗運賃相当額、2枚利用で初乗運賃相当額の2倍の額を助成します。

- ◆対象者：身体障害者手帳（1級又は2級）及び療育手帳（A（最重度）・A（重度））の交付を受けている方
 - ※ 「（7）心身障害者自動車燃料費の助成」を受けている方を除きます。
 - ※ 2枚利用は乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額である場合に限りです。
- ◆内容：福祉タクシー利用券（1枚につき、初乗運賃相当額）を申請月により、一年度6～72回を限度に交付
- ◆持参するもの：身体障害者手帳又は療育手帳
- ◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(5) タクシー運賃の割引

障害者手帳を提示することにより、タクシー料金の10%が割引されます。

※ 「（4）重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成」を受けている方は、利用券も同時に使用できます。

- ◆対象者：身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
- ◆相談窓口：各タクシー事業者

(6) 移送サービスカーの貸出し <<飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳371-13）>>

車いすや簡易ストレッチャーのまま乗車することが可能な車両を無料で貸し出します。

- ◆対象者：市内在住の車いすを使用・寝たきり又はそれに準じた状態の方で、公共交通機関の利用が困難な方
- ◆貸出車両：
 - ①きらめき（トヨタレジアスエース）
… 乗車定員9名（車いす2台可能、簡易ストレッチャー1台可能）
 - ②こじか（ダイハツハイゼット）… 乗車定員4名（車いす1台可能）
※ 運転者、介助者は、利用者が確保してください。
※ 車両の運行にかかる実費（走行距離100kmを超えた場合の返却における燃料（ガソリン）を満タンにすること等）は、利用者の負担となります。
※ 利用に際し、社会福祉協議会にて「登録」が必要です。
- ◆問合せ先：〔電話〕042-973-0022 〔FAX〕042-973-8941

【令和5年11月1日開始】

(7) 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

- ◆内容：障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用専用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。
- ◆対象：利用証は、障害者手帳、難病関係受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳などをお持ちの方のうち、交付基準を満たす方。
- ◆申請窓口
 - 障害者等 … 障害福祉課 〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074
 - 高齢者等 … 介護福祉課 〔電話〕042-973-2118 〔FAX〕042-973-2120
 - 妊産婦等 … 健康づくり支援課 〔電話〕042-974-3488 〔FAX〕042-974-6558

※制度に関する詳細は、埼玉県のホームページをご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html

(8) 心身障害者自動車燃料費の助成（在宅の方のみ）

障害者の生活のために使用する自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成します。

◆対象者：

- ①本人運転 … 身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けている方で自動車運転免許証を所持し、車検証の所有者欄又は使用者欄に本人の名前が記載されている自動車を運転する在宅の方
- ②家族運転 … 身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A（最重度）又はA（重度））の交付を受けている方で本人又は生計を一にする親族が自動車運転免許証を所持し、車検証の所有者欄又は使用者欄に本人又は生計を一にする親族の名前が記載されている自動車を運転する在宅の本人または生計を一にする親族の方

※ いずれの場合も「(4) 重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成」を受けている方を除きます。

◆内容：

給油券（1枚1,200円）を申請月により一年度2～24枚（家族運転用は1～12枚）を限度に交付します。

市が業務提携している市内給油所において、給油費を支払う際に給油券を提出してください。

◆持参するもの：

- ①障害者手帳 ②運転免許証
- ③自動車検査証記録事項（所有者または使用者の住所記載のあるもの。お持ちでないかたは車検証）

◆相談窓口：

障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(9) 駐車禁止適用除外 《飯能警察署交通課（飯能市双柳531）》

道路標識等により駐車禁止の交通規制が実施されている場所のうち、署長が許可した日時、場所（無余地となる場所は除く。）に駐車が可能（ただし、現場警察官の指示に従っていただく場合もあります。）となります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

◆問合せ先： 交通課 〔電話〕 042-972-0110

(10) 青い鳥郵便葉書の無償配布 《飯能郵便局（飯能市柳町16-23）》

受付期間内に申し込みをされた方に、「青い鳥郵便葉書」を一人につき20枚まで無償で配布しています。詳しくは、下記にお問い合わせください。

◆対象者： 身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A（最重度）又はA（重度））の交付を受けている方

- ### ◆問合せ先： 飯能郵便局 〔電話〕 042-972-3401
- ・その他市内各郵便局又は日本郵便株式会社
 - ・お客様サービス相談センター 〔電話〕 0120-23-2886
 - ・携帯電話から 〔電話〕 0570-046-666（有料）

(11) ヘアカットサービス 《飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳371-13）》

市内在住の方で、疾病や障害等のため外出が困難な方（寝たきりや身体に障害があり外出が困難な方）に対して、美容師・理容師がご自宅まで出張（出張料を飯能市社会福祉協議会が負担します。）してカットサービスを行います。

◆対象者： 寝たきりや重度障害のため外出が困難な方

- ### ◆内容：
- 「飯能日高美容組合」及び「飯能日高理容組合」の協力を得て実施しており、年間最大4回（申請時期によって利用回数が異なります。）まで利用できます。
また、事前に飯能市社会福祉協議会へ利用を登録し、利用の際は直接協力店に申し込みをしてください。

◆利用者負担：

所定の料金負担があります。サービス利用後にその料金とともに飯能市社会福祉協議会が発行する利用券を美容師・理容師にお渡しください。

◆問合せ先：

生活支援係 〔電話〕 042-973-0022 〔FAX〕 042-973-8941

(12) 視覚障害者に対する声の広報

視覚障害者に対し行政情報の取得について支援するため、『広報はんのう』と『議会だより』を国際規格〔マルチメディア「DAISY」(デージー)〕の電子図書で貸し出します。

※ 広報はんのうは平成27年1月1日号から、声の議会だよりは平成30年8月1日発行号から音声データを市ホームページ上でも公開しています。

- ◆対象者 : 市内に在住で身体障害者手帳(視覚障害)の交付を受けている方
- ◆費用 : 無料
- ◆内容 : 飯能市で月1回発行する『広報はんのう』と飯能市議会事務局で年4回発行する『議会だより』をデージー方式で録音し、郵送します。
- ◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑮)
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(13) 視覚障害者用ポータブルレコーダー(CD再生用)の貸出し

視覚障害者に対し行政情報の取得について支援するため、国際規格〔マルチメディア「DAISY」(デージー)〕の電子図書に対応した視覚障害者用ポータブルレコーダーを貸し出します。

- ◆対象者 : 市内に在住で身体障害者手帳(視覚障害)の交付を受けている方
- ◆費用 : 無料(情報の取得等に要する費用等を除きます。)
- ◆貸出期間 : 2週間以内
- ◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑮)
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(14) 録音資料(カセットテープ・CD)の貸出し

〈飯能市立図書館(飯能市山手町19-5)〉

市内に居住、又は在勤、在学の方のうち、視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある方に対する録音資料の貸し出しをしています。新刊の案内もあります。飯能市内の図書館に無い録音資料については、お問合せください。

- ◆貸出期間 : 1か月以内
- ◆貸出限度 : 一人10点以内
- ◆問合せ先 : 〔電話〕042-972-2114 〔FAX〕042-972-2118

(15) 透析患者カード

人工透析をおこなっている方が災害時にスムーズに透析医療が受けられるため、アレルギーや薬剤の禁忌等留意点を記載できる「透析患者カード」を配布しています。

- ◆対象者 : 腎臓病により血液透析(HD)、腹膜透析(CAPD)、腎臓移植の治療を受けている方
- ◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑮)
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(16) 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳の交付を受けている方（下記の要件があります。）で、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付する投票が認められています。

- ◆対象者： 下記の障害名等で身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障害 … 1級又は2級
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 … 1級又は3級
 - ・免疫、肝臓の障害 … 1級から3級まで
- ◆相談窓口： 飯能市選挙管理委員会
〔電話〕042-973-2111（代表） 〔FAX〕042-974-0044

(17) 手話通訳者等の派遣

聴覚や音声・言語機能に障害のある方が、家庭生活や社会生活上でのコミュニケーション手段を確保し、日常生活の向上と社会参加の促進を図るため、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に業務を委託し、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。

- ◆対象者： 身体障害者手帳（聴覚、言語機能又は音声機能）の交付を受けている方
- ◆主な派遣内容：
 - ・医療 … 通院、健康診断等
 - ・教育 … 入園・入学式、卒園・卒業式、懇談会、授業参観、家庭訪問等
 - ・生活 … 行政機関等への各種手続きや相談、冠婚葬祭等※ 営利を目的とする活動を行う場合や政治団体又は宗教団体が行う活動に参加する場合等には派遣できません。
- ◆派遣場所等： 原則として埼玉県内（派遣時間帯：午前7時から午後10時まで）
- ◆費用： 無料（交通費・入場料等は、依頼者の実費負担になります。）
- ◆申込み先： 埼玉聴覚障害者情報センター
（さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和地方庁舎別館内）
〔電話〕048-814-3353 〔FAX〕048-814-3354
※ 申し込み時に下記の内容をお伝えください。
①氏名 ②住所 ③電話・ファクス番号 ④通訳日時 ⑤通訳場所
⑥通訳内容 ⑦待ち合わせ場所・時間 など
※ 事前登録制のため、詳しくは埼玉聴覚障害者情報センターまでお問い合わせください。
- ◆相談窓口： 障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(18) 緊急時の通信・通報用FAX及びメール

《埼玉県警察（さいたま市浦和区高砂3-15-1）》

《埼玉西部消防組合（所沢市けやき台1-13-11）》

聴覚障害・音声、言語機能障害のある方等の緊急事態に対応するため緊急時の通信・通報用のFAXの設置やオンラインサービスがあります。

1 埼玉県警察【聴覚に障害のある方等のための連絡方法】

耳が聞こえない方や言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する

「メール110番」、「ファックス110番」を開設しています。

◆対象者：耳が聞こえない方や言葉が話せない方

◆メール110番：通報方法は、専用ホームページに接続し、文字対話方式（チャット）により通報するシステムです。



(通報用アドレス)

・通報用アドレス (URL) … <http://saitama110.jp/> (すべて半角)

※メール110番システムの一部機能の利用不可についてのご案内

平成28年4月1日からメール110番のセキュリティ向上のため、メール110番をご利用される方については、古いスマートフォンの一部と古いブラウザ使用のパソコンからのアクセスができなくなりますので、ご注意ください。

また、緊急の際には110番のご利用またはファックス110番のご利用もご検討ください。

なお、お持ちのスマートフォン等で使用できるか否かのご確認や通報の練習は、下記の“練習用アドレス”をお願いします。



(練習用アドレス)

・練習用アドレス (URL) … <http://saitama110.jp/tr/> (すべて半角)

※練習用アドレスは、システムで自動対応します。

◆ファックス110番（ふあつくすむすぶしんらい110番）：〔FAX〕0120-264-110

★ファックス送信用紙（例）

平成 年 月 日 時 分 ころ、 どこで（場所）		
何がありましたか（番号に○をつけてください）		
1 交通事故	2 盗難	3 不審者
4 けんか		
5 その他（何があったか記入してください）		
私の住所 名前 連絡先（電話番号） (FAX番号)		

◆ご利用に関する注意事項：

- 1 県内で起きた事件や事故を警察へ緊急通報するときに利用してください。
- 2 メール110番の通報は、画面の指示途中で回線が切れると、警察との対話が継続できませんので、「戻る」ボタン等は使用しないでください。
- 3 メール110番への接続は、通信料金がかかります。（料金は電話会社により異なります。）
- 4 時間帯や場所等により、つながりにくくなる場合があります。しばらく時間がたっても返事がない場合は、恐れ入りますが、改めて通報をしてください。
- 5 携帯電話で撮影した画像を送信する方は、あらかじめ撮影をしてから、通報してください。
- 6 メール110番やファックス110番の通報先は、事前に登録をしておいてください。

◆相談窓口：埼玉県警察本部地域部通信指令課〔電話〕048-832-0110（代表）

2 埼玉西部消防組合【聴覚、音声、言語またはそしゃく機能に障害のある方等のための連絡方法】

聴覚障害者等のうち登録者を対象に、火災・救急に係わる119番通報への対応のため、緊急時の通信・通報用のFAXの設置やオンラインサービスがあります。

◆対象者：聴覚、音声、言語またはそしゃく機能に障害のある方

◆Web119番：飯能市、所沢市、狭山市、入間市、日高市に在住、または通勤、通学されている聴覚、音声、言語またはそしゃく機能に障害を有している方で、「Web119番利用条件」に承諾した登録者を対象に、携帯電話やスマートフォンなどのWeb機能を利用した火災・救急に係わる119番通報の受信をしています。

※ ご利用にあたり利用方法の説明、登録が必要となりますので、事前にご連絡のうえ、携帯電話又はスマートフォン及び交付されている障害者手帳を最寄りの消防署等までお持ちください。

◆ファクス119番：

飯能市、所沢市、狭山市、入間市、日高市内からファクス送信された場合に限り利用できるシステムで、局番なしの「119」へファクス送信してください。

通報には「ファクス119番通報用紙（埼玉西部消防組合HPからのダウンロード、又は市内の各消防署、分署から入手してください。）」をお使いください。あらかじめ氏名、住所、ファクス番号を記入しておいてください。

なお、通報を受信した場合には、消防局指令課から「ファクス119番確認書」をファクスで返信します。火事の場合は、できるだけ人に知らせるなどし、送信後に直ちに避難してください。

◆相談窓口：埼玉西部消防組合埼玉西部消防局指令管理課

〔電話〕04-2929-9135 〔FAX〕04-2929-9126

〔E-mail〕shireikanri@saisei119.jp

飯能日高消防署

〔電話〕042-974-7226 〔FAX〕042-974-7228

〔E-mail〕hannokanri@saisei119.jp

(19) 飯能市メール配信サービス

市からのお知らせ、イベント情報、防災防犯などの情報を配信しています。事前にメールアドレスを登録いただくと、市からの情報がメールで届きます。

◆情報の内容（受信したい情報を選択することができます）

- ・市からののお知らせ…市が主催するイベントや市からののお知らせなど
- ・フェイスブック掲載情報…市公式フェイスブックに掲載されている情報など
- ・防犯情報…市内で起こった犯罪の速報や、防犯情報
- ・緊急・災害情報…災害発生情報、緊急時の避難情報など
- ・防災行政無線…防災行政無線で放送した内容
- ・飯能市へ避難されている方へ…地震災害などで飯能市へ一時的に避難されている方へのお知らせ

◆登録方法

下記下のメールアドレスに空メールを送信します。

〔E-mail〕entry@hannocity.jp

右記のQRコードを読み込み、表示画面からも空メールを送信できます。

その後、本登録の手順の案内メールが返信されますので、画面案内に沿って登録してください。



◆相談窓口：広報情報課

〔電話〕042-986-5071 〔FAX〕042-974-0311

(20) 緊急情報キット

いつ起こるかわからない災害時や救急時、駆けつけた救急隊員等が、「かかりつけの医療機関」「服薬」「持病」などの医療情報を医療機関等に伝えるための道具が緊急情報キットです。

「本人情報シート」に必要事項を記入したものを容器に入れて冷蔵庫に保管します。緊急情報キットがあることを伝えるため、玄関の内側等に表示ラベルを張り付けます。駆けつけた救急隊員等が表示ラベルを見て「本人情報シート」を取り出し確認することにより、迅速・適切な対応につなげます。

「本人情報シート」「本人情報シート記入例」「容器用シート」「表示ラベル」は市HPからダウンロードできます。

- ◆使い方：
1. 透明なプラスチック容器やビニール袋などに、容器用シート、本人情報シート、健康保険証の写しなどの必要な情報を入れます。
 2. 情報を入れた容器を冷蔵庫の目立つ場所に入れます。
 3. 表示ラベルを玄関の内側と冷蔵庫にはります。
- ※ 配布物のデータは、市HPからダウンロードできます。

https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi_seikatsukankyo/anzen_anshin/bosai_sai_gaiengo_kikikanri/1/5424.html

(21) 緊急時通報システム

緊急時通報システムを設置することにより、日常生活上の緊急事態における不安を解消します。例えば、「容体が急変した」「転んでしまって起き上がれない」など、緊急事態が発生したときに、通報ボタンを押すだけで受信センターに連絡が行き、速やかにご自宅へ駆けつけや119番通報などの対応を行います。また、毎月1回の安否確認や電話相談等もしています。

- ◆利用いただける方：
- 飯能市に住所があって実際に生活しており、以下のいずれかに当てはまる方
 - ・「65歳以上のひとり暮らし」又は「同居者が65歳以上で、かつ、寝たきり状態か認知症」で、心身の状況により緊急事態が発生する可能性が高いと認められた方
 - ・身体障害者手帳1・2級をお持ちで、ひとり暮らしの方
- ◆料金：
- ご本人にお支払いいただく月額料金は、以下のとおりです。通話料金は全額ご本人の負担となります。
 - なお、ご利用には「固定電話回線」が必要です。

本人非課税		月額料金
世帯非課税	生活保護受給者／老齢福祉年金受給者	0円
	年金受給者	250円
世帯課税	年金受給者	500円

本人課税		月額料金
合計所得	210万円未満	1,000円
	210万円以上～420万円未満	2,000円
	420万円以上	2,500円

- ◆相談窓口：介護福祉課（窓口⑱）
〔電話〕042-973-2118 〔FAX〕042-986-5073

(22) ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害※や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていることを知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。

このマークは、平成29年7月にJIS(JIS・日本工業規格)の案内用図記号に採用され、これから、全国に普及が見込まれます。

※心臓機能障害、肝機能障害、呼吸器機能障害などの体の内部の障害。

◆配布対象となる方： 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方。

◆使用方法： ストラップを利用して、鞆等に付けて使用します。常時着けていただくことも、必要に応じて着けていただくこともできます。

※ストラップがドアに挟まれないようにご注意ください。

必要に応じて、マークの片面に附属のシールを貼ることができます。

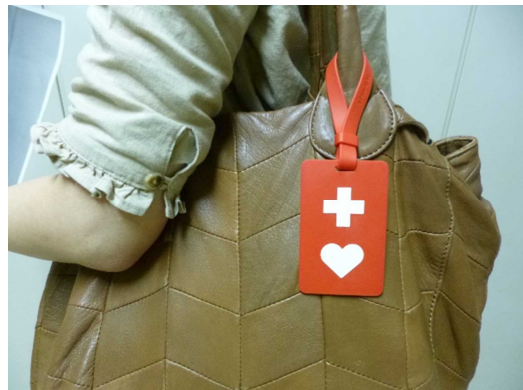
シールには、ヘルプマークの利用者が、周囲に伝えたい情報や必要とする支援内容を記入することができます。

(例) 私の名前と電話番号、血液型、薬について、緊急連絡先の名前と電話番号、かかりつけ医、〇〇してください、〇〇が苦手です等

◆相談窓口： 障害福祉課(窓口⑮)

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

ヘルプマーク



ヘルプカード(カードサイズ)

(表-⑮) 盲金 一歩一歩キョーメン学習班	
	
あなたの支援が必要です。 ヘルプカード	
	
 飯能市	

(表)

ふりがな			生年月日	
名前				
住所	TEL			
その他の緊急連絡先				
治療中の病気		血液型		
飲んでいる薬				
かかりつけ医				
障害の種類・等級				
(必要な手助け、相手に理解してほしいことなど)				

(内側)

名前、生年月日、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、お薬などを記入できます。

手当・年金等

(1) 特別児童扶養手当

20歳未満で、身体又は精神に政令で定める程度の障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

- ◆対象児童 : 次のいずれかに該当する児童
 - ①精神または身体に一定の障害があり、おおむね身体障害者手帳1級、2級または3級程度の交付を受けている方
 - ②知的障害があり、障害の程度がおおむね療育手帳A、AまたはBの交付を受けている方
- ※ ただし次のいずれかに該当する場合は、支給の対象となりません。
 - ア 対象児童や申請者が日本国内に住所を有しないとき
 - イ 対象児童が障害による厚生年金などの公的年金を受けることができるとき
 - ウ 対象児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所しているとき
- ◆所得制限 : 申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。
- ◆手当額等 : 1級（重度）の障害 … 対象児童1人につき月額53,700円
2級（中度）の障害 … 対象児童1人につき月額35,760円
※ 上記の額は、令和5年4月現在のものです。
- ◆支給時期 : 1年に3回〔4月、8月及び11月〕、4か月分ずつ支払われます。
- ◆相談窓口 : 子育て支援課（窓口⑭）
〔電話〕042-978-5627 〔FAX〕042-973-2120

(2) 児童扶養手当

父母が離婚した児童、父または母が死亡・行方不明・障害などに該当する児童を養育している父または母、若しくは養育者に支給されます。

- ◆対象児童 : 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間（一定の障害がある場合は20歳まで）の方
- ◆所得制限 : 申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。
- ◆手当額等 : 児童1人の場合 ……43,070円～10,160円
児童2人目加算額 ……10,170円～5,090円
児童3人目以降加算額 ……6,100円～3,050円
- ◆支給時期 : 1年に6回〔5月、7月、9月、11月、1月、3月〕、2か月分ずつ支払われます。
- ◆相談窓口 : 子育て支援課（窓口⑭）
〔電話〕042-978-5627 〔FAX〕042-973-2120

(3) 特別障害者手当等

重度の障害により日常生活を送る際、特別な介護を必要とする在宅障害者に対し、下記の手当を支給します。

1 特別障害者手当

- ◆対象者 : 精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
※ 施設に入所中の方及び病院又は診療所に3か月を越えて入院している方は除きます。
- ◆支給月額 : 月額27,980円（令和5年4月現在）

2 障害児福祉手当

- ◆対象者：精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方（おおむね下記の状態にある方）
 - ア 身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方
 - イ 療育手帳のA（最重度）相当の方
 - ウ 精神障害、血液疾患等で上記ア、イと同程度の障害のある方。※ 施設に入所中の方及び障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。
- ◆支給月額：月額15,220円（令和5年4月現在）

3 経過措置による福祉手当

- ◆対象者：昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった方のうち、障害基礎年金等（特別障害者手当を含む。）を支給されない方
- ◆支給月額：月額15,220円（令和5年4月現在）

4 1～3の共通事項

- ◆所得制限：受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、支給されません。
- ◆支給時期：1年に4回〔2月、5月、8月及び11月〕、3か月分ずつ支払います。
- ◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(4) 重度心身障害者手当

重度心身障害者に対し、経済的、精神的負担の軽減を図るため、支給します。

- ◆対象者：「(3) 特別障害者手当等」を受給していない方のうち、下記のいずれかの重度の障害がある方
 - ①身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方
 - ②療育手帳（A（最重度）・A（重度）・B（中度））の交付を受けている方
 - ③精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方※ ①～③の手帳の交付を受けた年齢が65歳以上の場合は対象になりません。
※ 施設に入所している方は、障害者総合支援法（介護給付費）制度を利用して入所している場合、または本市が措置している場合に限りです。
- ◆支給月額：月額5,000円
- ◆支給時期：1年に2回〔3月及び9月〕
- ◆持参するもの：①身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
②障害者本人名義の口座番号のわかるもの
- ◆所得制限：本人の市民税が課税（均等割含む）されている場合は、支給が停止となります。
- ◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(5) 難病患者見舞金

難病患者の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、見舞金を支給します。

- ◆対象者：埼玉県から指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- ◆見舞金額：年額10,000円
- ◆持参するもの：①各種受給証（有効期限内のもの） ②受給者本人名義の口座番号のわかるもの
- ◆相談窓口：障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(6) 障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級又は2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

- ◆支給要件：
- ・国民年金の加入期間に初診日があること
 - ・20歳前又は60歳以上65歳未満で、日本国内に住んでいる年金に加入していない期間（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。）
 - ・障害の状態が、障害認定日又は20歳に達した時に一定の状態にあること
 - ・保険料納付要件
初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
 - ア 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること（または猶予）
 - イ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと
- ◆障害認定：
- 初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき
- ※ 例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月以内に、次のア～クに該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。
 - ア 人工透析療法を行っている場合は、透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日
 - イ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日
 - ウ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した場合は、装着した日
 - エ 人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日から起算して6か月を経過した日
 - オ 新膀胱を造設した場合は、造設した日
 - カ 切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日（障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日）
 - キ 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
 - ク 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日
- ◆年金額：
- 1級 … 年額972,250円 2級 … 年額777,800円
- ※ 上記の額は、令和4年4月現在のものです。
- ※ 生計を維持している障害基礎年金の受給権者に18歳未満の子又は20歳未満で障害の程度が1級、2級の子があるときは、加算があります。
- ◆相談窓口：
- 保険年金課（窓口⑩）
- 〔電話〕042-973-2117 〔FAX〕042-973-2120
- 日本年金機構所沢年金事務所（所沢市上安松1152-1）
- 〔電話〕04-2998-0170 〔FAX〕04-2992-3119
- 〔ねんきんダイヤル〕0570-05-1165
- ※ 050から始まる電話からは、〔電話〕03-6700-1165

(7) 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、一定要件を満たす障害基礎年金等の受給権を有していない方に対し、「特別障害給付金」を支給する制度です。

◆対象者：以下の①又は②を満たす、当時、任意加入していなかった期間内に初診日^(注1)があり、現在「障害基礎年金1級又は2級相当」の障害の状態に該当する方

※ 65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された方のみとなります。

※ 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生^(注2)

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者^(注3)

注1 … 障害の原因となる傷病について、初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日です。

注2 … 国民年金任意加入であった学生とは、次の(1)又は(2)の昼間部在学していた学生（定時制、夜間部、通信を除く。）を目安としてください。

ア 大学（大学院）、短大、高等学校および高等専門学校

イ 昭和61年4月から平成3年3月までは、上記アに加え、専修学校及び一部の各種学校

注3 … 被用者等の配偶者とは、以下の場合となります。

ア 被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）の加入者の配偶者

イ 上記アの老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者（通算老齢・通算退職年金を除く）の配偶者

ウ 上記アの障害年金受給者の配偶者

エ 国会議員の配偶者

オ 地方議会議員の配偶者（ただし、昭和37年12月以降）

◆支給額：・障害基礎年金1級相当に該当する方…月額52,300円

・障害基礎年金2級相当に該当する方…月額41,840円

※ 上記支給額は令和4年4月現在の額です。

※ ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額制限される場合があります。

※ 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。

※ 特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格を喪失します。

◆相談窓口：保険年金課（窓口⑩）

〔電話〕042-973-2117 〔FAX〕042-973-2120

日本年金機構所沢年金事務所（所沢市上安松1152-1）

〔電話〕04-2998-0170 〔FAX〕04-2992-3119

〔ねんきんダイヤル〕0570-05-1165

※ 050から始まる電話からは、〔電話〕03-6700-1165

(8) 心身障害者扶養共済制度

心身に障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、残された障害のある方へ終身にわたり一定額の年金を支給する制度です。

また、この制度は、埼玉県が共済制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構と独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約を締結し、実施しているものです。

◆加入資格： 下記に対象となる心身障害者を扶養している保護者で、次の要件に該当する方

- ①加入者（保護者）は、加入時年度の4月1日時点で65歳未満であること
※ 加入時とは加入承認日のことであって、加入申込時のことではありません。
また、加入申込から加入承認まで1～2か月程度要します。
- ②加入時、県内（さいたま市を除く。）に住んでいること
- ③加入者は、特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること
- ④障害のある方に対して、加入できる保護者は1人まで

◆対象となる障害者：

次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難であると認められる方

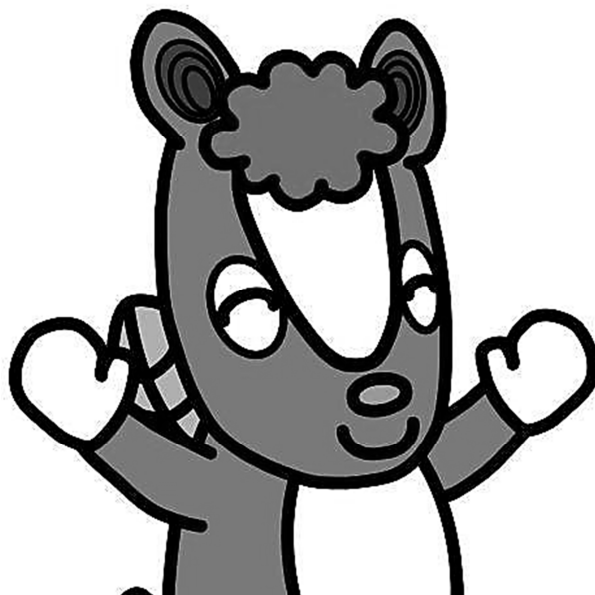
- ①身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方
- ③精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる方
（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

◆内容： 加入者が死亡又は重度の障害状態になった場合、障害者に年金が支給されます。
また、加入者が生存中に心身障害者が死亡した場合は、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

- ①掛金 … 月額9,300～23,300円（令和4年4月現在）
※ 加入者の年齢により異なります。また、加入期間または加入者等の所得に応じて、掛金が免除または減額されます。
※ 制度の見直しにより、掛金が改定されることがあります。
- ②年金 … 1口当たり月額20,000円
- ③加入限度 … 1人2口まで

◆相談窓口： 障害福祉課（窓口⑮）

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074
埼玉県福祉部障害者福祉推進課総務・障害福祉担当
〔電話〕 048-830-3315 〔FAX〕 048-830-4789



税の控除・減免

(1) 税金の控除

ア 所得税の障害者控除

◆対象者：納税者自身又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除が受けられます。

◆内容：

	障害の程度	控除額
特別障害者控除	身体障害者手帳の1級、2級 療育手帳のA（最重度）A（重度）	所得金額から40万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が上記障害者手帳の 交付を受けており、同居している場合	所得金額から75万円
障害者控除	身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB（中度）・C（軽度）	所得金額から27万円

◆相談窓口：所沢税務署（所沢市並木1-7）

〔電話〕04-2993-9111（音声案内）

又は、給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当へ

イ 市県民税の障害者控除・非課税

◆対象者：納税者自身又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除が受けられます。

◆内容：

	障害の程度	控除額
特別障害者控除	身体障害者手帳の1級、2級 療育手帳のA（最重度）A（重度）	所得金額から30万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が上記障害者手帳の 交付を受けており、同居している場合	所得金額から53万円
障害者控除	身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB（中度）・C（軽度）	所得金額から26万円

※ 身体障害者手帳又は療育手帳を所持している本人の所得金額が125万円以下であるときは、**非課税**となります。

◆相談窓口：市民税課（窓口⑥）

〔電話〕042-973-2111（内線123～126）

〔FAX〕042-986-5084

又は、給与から特別徴収されている場合は、勤務先の給与担当へ

(2) 個人事業税の非課税

◆対象者：両眼の視力が0.06以下の視力に障害のある方

◆内容：あんま、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復師、その他医療に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。

◆相談窓口：飯能県税事務所（飯能市双柳353 埼玉県飯能合同庁舎内）

〔電話〕042-973-5615 〔FAX〕042-973-5610

(3) 相続税の控除

◆対象者：下記の障害者手帳の交付を受けている方である相続人（85歳未満）

◆内容：

	障害の程度	控除額
特別障害者控除	身体障害者手帳の1級、2級 療育手帳のA（最重度）A（重度） 精神障害者保健福祉手帳の1級	相続税額から (85歳※－現在の満年齢) × 20万円
障害者控除	身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB（中度）・C（軽度） 精神障害者保健福祉手帳の2級、3級	相続税額から (85歳※－現在の満年齢) × 10万円

※ 平成22年3月31日以前に相続や遺贈で財産を取得した場合は、年齢要件が「70歳」となります。

◆相談窓口：所沢税務署（所沢市並木1-7）〔電話〕04-2993-9111（音声案内）

(4) 特別障害者に対する贈与税の非課税

◆対象者：次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方
- ②療育手帳（A（最重度）A（重度））の交付を受けている方

◆内容：心身に重度の障害がある特別障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち、6,000万円までは贈与税がかかりません。
この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。

◆相談窓口：所沢税務署（所沢市並木1-7）〔電話〕04-2993-9111（音声案内）

◆ 聴覚障害者等案内専用ファクシミリ ◆

◆相談室名 … 関東信越国税局 税務相談室〔FAX〕048-833-9680

- ① 聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。
- ② このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等の提出はできません。
- ③ このFAX番号の無断転載はご遠慮ください。

(5) 郵便貯金、預貯金の利子所得等の非課税

◆対象者：障害者手帳の交付を受けた方

◆内容：1) 元本350万円以下の郵便貯金
2) 元本350万円以下の預金、貸付信託、金銭信託、公社債、公社債投資信託、その他証券投資信託 … マル優
3) 額面350万円以下の国債、地方債 … 特別マル優
※ 非課税の貯金は非課税限度額を超えて非課税扱いで預入するとすべての貯金が課税扱いとなります。

◆相談窓口：各金融機関
又は、所沢税務署（所沢市並木1-7）〔電話〕04-2993-9111（音声案内）

(6) 軽自動車税種別割等の減免

- ◆内 容 : 障害のある方やそのご家族が、障害者のために使用する車両1台の軽自動車税種別割が減免されます。
※登録車(普通自動車)の減免を受けている方は、軽自動車との重複減免は受けられません。
- ◆対 象 : 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が一定以上の方。(詳しい減免の要件等については、下記相談窓口にお問合せください。)
対象となる車両は、障害がある方本人またはその家族が障害者のために使用する車両。
(1台のみ。個人名義の自家用車のみ)
- ◆所有者及び運転者 :
 - (1) 所有者及び運転者が、障害者本人または障害者と同一生計の方の場合
 - (2) 障害者のみで構成される世帯の障害者が所有者で、障害者を常時介護する方が運転者の場合
- ◆相談窓口 :
 - ◎軽自動車税 : 市民税課(窓口⑤)
〔電話〕042-973-2111(内線121・122)
〔FAX〕042-986-5084

 - ◎普通自動車の自動車税・自動車取得税の減免 について
埼玉県自動車税事務所所沢支所 〔電話〕04-2998-1321

公共料金等の割引

(1) バス運賃の割引

- ◆対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※写真添付のある障害者手帳に限ります。
- ◆内容：
 - ・県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。
ただし、バスの定期券は3割引です（小児定期券は割引されません。）。
 - ・第1種身体障害者手帳、療育手帳を所持している方及び要介護の施設入所者（児）は、付き添い者も割引されます。
 - ・県をまたいで利用できるバス会社もあるので詳しくは各バス会社へお問い合わせください。
- ◆手続き：利用の際に運転手に障害者手帳を提示してください。
- ◆相談窓口：各バス会社



(2) JR（鉄道・バス）運賃の割引

- ◆対象者・内容：身体障害者及び知的障害者

区分	種類	割引率	取扱区間
第1種障害者（介護付）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	5割	全線（介護者も同率割引）
第1種障害者（単独） 第2種障害者（単独）	普通乗車券	5割	片道の営業距離が100kmを超える区間
12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の知的障害者とその介護者	定期乗車券	5割	全線（介護者のみ）

※ 身体障害者の方と介護者の方には、同一区間の乗車券類を購入してください。

※ 割引となる介護者の方は1名です。

※ 私鉄についても、同様の割引がありますが、JRとは異なる部分があります。詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

- ◆手続き：乗車券などの購入の際に障害者手帳を提示することで、割引が受けられます。
- ◆相談窓口：各JR窓口

(3) 国内航空運賃の割引

- ◆対象者・内容：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※写真添付のある障害者手帳に限ります。
- ◆手続き：障害者手帳を航空券販売窓口提示してください。
※航空運送事業者により割引運賃の適用範囲は異なります。
※手帳を提示できる方全員（満12歳以上）に対して、介護者一名まで割引が適用されます。
- ◆相談窓口：各航空会社

(4) 有料道路の割引

- ◆内 容 : 「身体障害者の方が自ら運転する」または「身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害のある方^(注)が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に、事前に登録していただくと、通勤、通学、通院などの日常生活において、全国すべての有料道路の料金が50%以内の割引となります。
- ◆対象者等 : ア **障害者ご本人が運転される場合** : 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
 イ **障害者ご本人以外の方(同居の親族)が運転され、障害者ご本人が同乗される場合** : 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害のある方^(注)
 ※ ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害のある方^(注)は、ご自分で運転される場合でも対象になります。
 (注) 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種に該当する方
- ◆対象車両 : 自家用の乗用自動車及び貨物自動車で、障害者ご本人又は生計を一にする親族の方が所有する車両(個人名義のもののみ)。ただし、どちらも所有していない場合は、「継続して日常的に介護している方」が所有する車両(個人名義のもののみ)
 有料道路における障がい者割引を受けている方はレンタカーや代車、タクシー等での利用も割引対象となる場合があります。
 自動車を保有していない場合は自動車無しのお手続きも可能です。
- ◆手 続 き : ご利用前に障害福祉課にて「登録」が必要です。
 ※ ETCご利用の場合は、「有料道路ETC割引登録係」への登録が必要です。
 ETCご利用の方はオンラインでの「登録」も可能です。
 オンラインで各種申請(新規・変更・更新)を行う場合は必要な書類やご利用の流れ等については、以下のURLからご確認ください。
 【オンライン申請】 <https://www.expressway-discount.jp/>
- ◆持参するもの :

ETCを利用しない場合	①手帳 ②自動車検査証記録事項(所有者または使用者の住所記載のあるもの。 お持ちでないかたは車検証) ③運転免許証(障害者ご本人が運転される場合)
ETC利用の場合	上記①～③のほか、 ④ETCカード(原則、 障害者本人名義のもの) ⑤登録を希望される車に取り付けられた車載器の「ETCセットアップ申込書・証明書」

- ◆相談窓口 : 障害福祉課(窓口⑮)
 [電話] 042-986-5072(直通) [FAX] 042-986-5074
 有料道路ETC割引登録係
 [電話] 045-477-1233(平日9時～17時)

(5) NHK放送受信料の減免

◆対象者・内容：

全額免除	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の世帯で、世帯員全員の市町村民税が非課税の場合
半額免除 (世帯主が受信契約者の場合)	①世帯主が視覚・聴覚の身体障害者手帳の交付を受けている場合
	②世帯主が1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている場合
	③世帯主がA・Aの療育手帳の交付を受けている場合
	④世帯主が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

◆手続き：市役所で申請書に必要事項を記入してください。申請書に証明をします。また、この申請書を管轄のNHK営業センターへ提出してください。

◆持参するもの：①手帳 ②認印

◆相談窓口：障害福祉課(窓口⑮)

[電話] 042-986-5072 (直通) [FAX] 042-986-5074
NHKふれあいセンター
[電話] 0570-077-077 [FAX] 045-522-3044

(6) 飯能ケーブルテレビ(飯能日高テレビ)基本料金等の割引

◆対象者：受信契約者に視覚・聴覚の重度の障害があり身体障害者手帳の交付を受けている方

◆手続き：下記までお問い合わせください。

◆相談窓口：飯能日高テレビ株式会社(飯能市小久保19-1) [電話] 0120-543611

(7) NTT番号案内料金の減免

◆対象者：① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかの障害のある方

障害区分	身体障害者手帳の等級
視覚障害	1～6級
肢体不自由 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1級又は2級

② 療育手帳の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◆内容：104番を利用する際、「ふれあい案内」と伝え、あらかじめ登録した番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

◆手続き：下記までご連絡ください。

◆相談窓口：NTT東日本 [電話] 0120-104174

(8) 携帯電話の基本使用料等の割引

- ◆対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証等の交付を受けている方
 ※ 割引内容・申込方法等は各携帯電話会社、営業所へお問い合わせください。

◆相談窓口：

携帯電話会社	サービス名称	問合せ先
NTT Docomo	ハーティ割引	Docomoの携帯電話から：局番なし151（無料） 一般電話等から：0120-800-000（無料） 〔FAX〕0120-245-130（無料）
au（KDDI）	スマイルハート割引	au携帯電話から：局番なし157（無料） 一般電話から：0077-7-111（無料） 〔FAX〕186-0120-944-019（無料）
Softbank	ハートフレンド割引	Softbankの携帯電話から：局番なし157（無料） 一般電話から：0800-919-0157（無料） 〔FAX〕0120-919-397（無料）

(9) 日帰り天然温泉さわらびの湯入館料の割引

飯能市営の「名栗の日帰り天然温泉 さわらびの湯」は、女性用露天風呂、男性用露天風呂、大浴場があり、露天風呂は大自然の中ゆったりと入ることができます。

また、本施設の管理・運営を名栗さわらびの湯共同事業体に委託しています。

- ◆対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 ◆内容：入館料（3時間）が400円になります。
 ◆相談窓口：名栗さわらびの湯共同事業体（飯能市下名栗685）〔電話〕042-979-1212

(10) 埼玉県伊豆潮風館の利用

障害のある方々とそのご家族が宿泊休養し、健康の増進とレクリエーションの場としてご利用いただくために、埼玉県が開設した障害者更生センターで、障害のある方のみならず、広く埼玉県民一般の方々が、共に楽しくご利用いただける障害者向け保養所です。

- ◆予約申込：県内居住の障害者は利用日の6ヶ月前の月初めから、それ以外の方は3ヶ月前の月初めから、電話又ははがきで伊豆潮風館へ
 ◆相談窓口：埼玉県伊豆潮風館（静岡県伊東市富戸先原1317-89）
 〔電話〕0557-51-1504 〔FAX〕0557-51-3436

関係機関等一覧

(1) 障害者福祉関係行政機関

名称	所在地	電話	FAX
飯能市福祉事務所	飯能市大字双柳1-1	042-973-2111	042-973-2120
飯能市社会福祉協議会	飯能市大字双柳371-13	042-973-0022	042-973-8941
飯能市総合福祉センター	//	//	//
飯能市立つぼみ園 (障害児通所施設)	飯能市大字芦荻場570-4	042-971-5522	042-971-5522
飯能市保健センター	飯能市大字双柳371-13	042-974-3488	042-974-6558
飯能市教育センター	飯能市大字双柳94-25	042-973-9522	042-971-3917
飯能市立図書館	飯能市山手町19-5	042-972-2114	042-972-2118
埼玉西部消防組合 埼玉西部消防局	所沢市けやき台1-13-11	04-2924-0119	04-2929-9126
埼玉県警察 飯能警察署	飯能市大字双柳531	042-972-0110	/
国立障害者 リハビリテーションセンター	所沢市並木4-1	04-2995-3100	04-2995-3102
埼玉県総合 リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県狭山保健所	狭山市稲荷山2-16-1	04-2954-6212	04-2954-7535
埼玉県飯能県税事務所	飯能市大字双柳353	042-973-5612	042-973-5610
所沢公共職業安定所飯能出張所 (ハローワーク飯能)	飯能市大字双柳94-15	042-974-2345	042-973-7318
埼玉県所沢児童相談所	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152	04-2994-1420
日本年金機構 所沢年金事務所	所沢市上安松1152-1	04-2998-0170	04-2992-3119

※ 国立障害者リハビリテーションセンターへのお問い合わせはできるだけメールをご利用ください。
 [E-mail] webmaster@rehab.go.jp [URL] <http://www.rehab.go.jp/>

(2) 障害者福祉関係団体

団体名	活動内容
埼玉県傷痍軍人会飯能分会	飯能市内の傷痍軍人と傷痍軍属の相互懇親と福祉の増進を計ると共に品性の昂揚・公共福祉の向上増進を支援
飯能市身体障害者福社会	身体に障害のある方の交流と社会参加、社会奉仕、生活行動訓練（旅行・スポーツ等）を促進
脳卒中者 あすなろ会	主に脳血管障害のある方へ情報交換（全国的）と社会参加・交流を促進
飯能市聴覚障害者の会	聴覚に障害のある方への情報交換と社会参加を支援。飯能市手話サークル、ボランティアと連携
飯能市手をつなぐ育成会	障害児・者及び家族等との適切な情報の共有及び社会参加の促進。文化事業等を通しての地域社会への啓発活動
障害児と家族の会 わだち 轍	障害のある子ども達の澄んだ瞳と最高の笑顔を絶やさず、未来が希望を持てる明るい社会であるよう多くの支援者と共に活動
飯能日高精神障害者家族会 みのり会	精神障害者の家族による「わかちあい・学習会」活動。家族への情報提供や障害者の社会参加を促進
特定非営利活動法人あおーら	精神保健福祉に関する啓発、精神障害者の生活と就労の支援、社会参加の機会の提供等
おどる太鼓クラブ	障害者の自立と社会参加を目指し、一般市民に理解を深め、余暇活動の充実と共に健やかな生活の援助を目的として、民族歌舞団荒馬座の指導を受け、日本の伝統芸能の和太鼓を中心に篠笛、踊り、歌などを楽しみながら活動
二モカクラブ	いろいろな病気の子の子育てにまつわる課題や知識を共有、地域の理解が深まるよう様々なイベントを行っています。

◆問合せ先： 障害福祉課（窓口⑮）
〔電話〕 042-986-5072（直通） 〔FAX〕 042-986-5074

(3) ボランティア団体（障害者福祉関係）

団体名	活動内容
小物作りの会	高齢者や心身に障害のある人たちとの小物作り、市内の施設への寄付活動等
点字サークル つくしんぼ	点訳活動、初心者や学校における総合的学習の時間での点訳指導や視覚障害者との交流
飯能市手話サークル	市内在住の聴覚障害者との交流と手話などのコミュニケーション手段を学ぶ
朗読ボランティア ひびき	視覚障害者からの依頼図書、広報、新聞などの録音テープ作成、対面朗読や施設での読み聞かせ
駿河台大学 ボランティア支援室	大学生のボランティア活動の支援（個人ボランティア支援のため、活動内容は様々）

◆問合せ先： 飯能市ボランティアセンター（社会福祉協議会内）
〔電話〕 042-973-0022 〔FAX〕 042-973-8941
〔E-mail〕 hanno-v.c@hannosyakyo.or.jp
〔URL〕 <http://hannosyakyo.or.jp/>

(4) 患者・家族会 (障害者福祉関係) 坂戸保健所・狭山保健所管内

団体名	活動内容	問合せ先
すみれの会	月1回(毎月第2水曜:午後2時~午後4時) 集まり、勉強会や情報交換、親睦をはかることを目的とした筋萎縮側索硬化症(ALS)患者とその家族の会です。	埼玉県坂戸保健所 (坂戸市石井2327-1) 〔電話〕 049-283-7815 〔FAX〕 049-284-2268
すずらんの会	月1回(毎月第3水曜:午後2時~午後4時) 集まり、勉強会や情報交換、親睦をはかることを目的としたパーキンソン病など神経難病の患者とその家族の会です。	
ひまわりの会	会員の相互交流と病気に関する情報交換を行い、専門医の指導を受けた日常生活の充実を目的とした神経難病患者等とその家族の会です。	埼玉県狭山保健所 (狭山市稲荷山2-16-1) 〔電話〕 04-2954-6212 〔FAX〕 04-2954-7535
かたくりの会	月1回(毎月第3木曜:午後2時~午後4時) 集まり、勉強会や情報交換、親睦をはかることを目的とした筋萎縮側索硬化症(ALS)患者とその家族の会です。	

MEMO

障害者に関するマークについて

《出典》内閣府HP (URL) <http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

順不同

名称	概要等	連絡先
<p>障害者のための 国際シンボルマーク (色：青地に白)</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※ このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 (URL) http://www.jsrpdj.jp/ 〔電話〕 03-5273-0601 〔FAX〕 03-5273-1523</p>
<p>身体障害者標識 (色：青地に白)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課</p> <p>警察庁 〔電話〕 03-3581-0141(代)</p>
<p>聴覚障害者標識 (色：緑地に黄)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課</p> <p>警察庁 〔電話〕 03-3581-0141(代)</p>
<p>盲人のための 国際シンボルマーク (色：青地に白)</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (URL) http://nowbjar.jp/ 〔電話〕 03-5291-7885</p>
<p>耳マーク (色：緑)</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 (URL) http://www.zennanchoor.jp/ 〔電話〕 03-3225-5600 〔FAX〕 03-3354-0046</p>

名称	概要等	連絡先
<p data-bbox="236 197 549 264">〔 ほじょ犬マーク (色：青) 〕</p> 	<p data-bbox="571 197 1043 264">身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p data-bbox="571 264 1043 499">身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p data-bbox="571 499 1043 674">補助犬はペットではありません。体の不自由な方の“体の一部”となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p data-bbox="571 674 1043 813">お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけたりした場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p data-bbox="1066 197 1342 293">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室</p> <p data-bbox="1066 293 1331 432">〔電話〕 03-5253-1111(代) 〔FAX〕 03-3503-1237</p>
<p data-bbox="236 824 549 891">〔 オストメイトマーク (色：黒地に白) 〕</p> 	<p data-bbox="571 824 1043 913">人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p data-bbox="571 913 1043 987">オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p data-bbox="571 987 1043 1126">このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p data-bbox="1066 824 1262 891">公益財団法人 交通エコロジー</p> <p data-bbox="1066 891 1342 1149">・モビリティ財団 (URL) http://www.eco.or.jp/index.html 〔電話〕 03-3221-6673 〔FAX〕 03-3221-6674</p>
<p data-bbox="236 1167 549 1234">〔 ハート・プラス マーク (色：青地に白、ハートと十字は赤) 〕</p> 	<p data-bbox="571 1167 1043 1328">「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p data-bbox="571 1328 1043 1496">内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p data-bbox="571 1496 1043 1603">このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p data-bbox="1066 1167 1342 1391">特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 (URL) http://www.nomaretne.jp/h-plus/ 〔電話〕 052-718-1581</p>
<p data-bbox="236 1615 549 1720">〔 「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク (色：赤) 〕</p>  <p data-bbox="252 2011 533 2067">〔 社会福祉法人 日本盲人会連合推奨マーク 〕</p>	<p data-bbox="571 1615 1043 1776">白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p data-bbox="571 1776 1043 1883">白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p data-bbox="571 1883 1043 2051">※ 駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p data-bbox="1066 1615 1342 1910">岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 (URL) http://www.city.gifu.lg.jp/21102htm 〔電話〕 058-214-2138 〔FAX〕 058-265-7613</p>

<p>〔 ヘルプマーク (色:赤) 〕</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>埼玉県福祉部 障害者福祉推進課</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/helpmark.html</p> <p>〔電話〕 048-830-3294 〔FAX〕 048-830-4789</p>
<p>〔 障害者雇用支援マーク (色:白地に薄いピンクと濃いピンク) 〕</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願いします。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター</p> <p>http://www.social.or.jp/itcenter/</p> <p>〔電話〕 052-218-2154 〔FAX〕 052-218-2155</p>



森林文化都市

— HANNO —